2010年度地方財政対策と自治体

澤 井 勝

はじめに

民主党政権と地方財政の課題 「地域主権論」の地方財政改革の可能性

1. 三位一体改革などによる地方財源圧縮施策からの転換

小泉政権下で特に2004年度から強められた地方財源圧縮施策によって、地方交付税は2000年度の21兆4千億円から2007年度の15兆2千億円まで6兆円以上も圧縮された。これは後述するように、地方財政計画を縮減することによって、地方財源不足を切り詰める操作によって行われてきた。特に需要面では、地方単独の建設事業と地方公務員の定数削減や給与の是正を通じた人件費の圧縮で進められたものだ。

このために、地方財源不足は深刻になり、自治体行政の多くの分野で劣化が進んだ。 特に2000年の分権改革と家族の変容に対応した新しい施策において、安易な兼職や臨時 嘱託職員への依存と、充当財源の不足から十分な施策展開ができていない。それは児童 虐待防止法や高齢者虐待防止法、DV対策などで顕著である。また、三位一体改革での 公立保育園の国庫負担金を一般財源化することによって、保育現場での臨時職員への置 き換えが進んでいる。

この状況を踏まえて、地方六団体は早くから交付税の復元措置を求めてきた。この点は、10月から総務大臣発言として交付税率の引き上げによる1兆円の交付税増の主張が行われ、内閣としても「地域主権」を主張している立場もあって、地方財源総額の確保に道を開いた、とも言える。

2. リーマンショック以来の景気後退への財政政策

その一つとして中小企業者や住宅資金借入者に対する金融の円滑化を図るため、臨時

国会(第173回国会)において、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」を制定し、2009年12月4日に施行している。2011年3月末までの時限立法。これによって金融機関は、中小企業や住宅ローンの借り手から申し出があった場合、返済期間の延長など債務負担の軽減に努めるとされ、そのための体制整備を義務づけられた。

3. コンクリートから人への政策転換

そのために公共事業の圧縮が行われるとともに、子ども手当の創設、公立高校授業料 無償化、農家への直接所得補償など国民への直接給付への転換が図られている。

4. 貧困対策の推進

ハローワークに市町村や府県から職員を派遣して就労支援と住居のあっせん、生活資金の貸し付けなどを一カ所で行うワンストップサービスを適時に行うことや、生活保護の母子加算の復活(12月から)、父子家庭への児童扶養手当(来年度予算から)、などが行われる。また雇用保険の受給ができない離職者を対象とした生活支援費つきの職業訓練(緊急人材育成事業の訓練生活支援給付金=月に10万円から12万円)の拡充。分野は、IT、医療、介護・福祉、農林水産業、環境保全である。

5. 制度改正や制度整備に向けて議論

これと合わせて、中長期的な制度改正や制度整備に向けて議論が始められている。

厚労省はナショナルミニマム研究会を設置、第1回は2009年12月11日。メンバーは、雨宮処凛反貧困ネットワーク副代表、岩田正美日本女子大学教授、貝塚啓明東京大学特任教授、菊池馨実早稲田大学教授、駒村康平慶応大学教授、神野直彦関西学院大学教授、竹下義樹弁護士、橘木俊詔同志社大学教授、湯浅誠反貧困ネットワーク事務局長。生活保護の母子加算の問題や生活保護基準以下の層をどう把握するかなど。第3回(1月15日)では駒村教授の提案、「貧困社会への処方箋 — 新たなセイフティーネットの構築」を議論している。

また2010年1月には「障がい者制度改革本部」と「障がい者制度改革推進会議」を設置。推進会議のメンバーは24人、そのうち13人は障がい当事者団体や家族会メンバー。 担当室長は弁護士でポリオの障がいをもつ東俊裕氏。障がいの定義や「合理的配慮」の 規定も含めて、国連の障害者権利条約(2006年12月採択、日本政府は2007年9月に署 名)の批准と差別禁止法の制定に向けて国内法の整備にも取り組む。

6. 地域主権戦略会議と総務省顧問の任命

11月に地域主権戦略会議を新設。2009年12月11日に名簿を発表した。議長が鳩山首相、副議長に原口一博総務相・地域主権推進担当大臣、菅直人副総理、藤井裕久財務相、平野博文官房長官、仙谷由人行政刷新担当相、上田清司埼玉県知事、北川正恭早稲田大学教授、北橋健治北九州市長、小早川光郎東京大学大学院教授、神野直彦関西学院大学教授、橋下徹大阪府知事、前田正子横浜市国際交流協会理事長。

また元知事や学識者による総務省顧問の任命も行われている。これは従来の地方制度調査会や地方分権改革推進委員会に代わるもののようだが、「国と地方の協議会」の設置内容も含めてまだ議論する組織体制の全体像ができているわけではない。

総務省は10月23日、総務省顧問として神野直彦関西学院大学教授など学識者など9名を任命した。神野氏以外は、亀井久興前衆議院議員(国民新党)、郷原信郎名城大学教授(元東京地検検事、コンプライアンス)、福武總一郎ベネッセホールディングス会長、保坂展人前衆議院議員(社民党)、水島広子元衆議院議員(民主党、精神科医)、宮本太郎北海道大学大学院教授、八代英太元衆議院議員(新党大地)、山崎養世(元ゴールドマンサックス投信社長、高速道路無料化論を主導)。

また10月30日には、政治家などの顧問も発令した。上田清司埼玉県知事、嘉田由紀子滋賀県知事、河村たかし名古屋市長、釘宮磐大分市長、達増拓也岩手県知事、露木順一神奈川県開成町長、寺島光一郎北海道乙部町長、中田宏前横浜市長、中村時広松山市長、橋下徹大阪府知事、古川康佐賀県知事、松沢成文神奈川県知事、山田宏杉並区長、山本文男福岡県添田町長。

7. 補助金の一括交付金化の先行き

政府は2010年度予算で国土交通省と農水省が関連所轄公共事業補助金を前倒しで新型 交付金に統合した。一括交付金の頭出しという位置づけ。

8. 地方自治法抜本改正に向けて

地域主権戦略会議に対応して総務省に「地方行財政検討会議」を設置。地方自治法の 全面改正に向けて作業が始まる。第一回会合は2010年1月20日。メンバーは、総務大臣 と渡辺周副大臣、小川淳也政務官、逢坂誠二内閣総理大臣補佐官、達増拓也岩手県知事、 奥山恵美子仙台市長、松田直久津市長、横尾俊彦多久市長、寺島光一郎北海道乙部町長、金子万寿夫鹿児島県議会議長、五本幸正富山市議会議長、野村弘長野県上松町議会議長、石原俊彦関西学院大学教授(会計学、監査論)、岩崎美紀子筑波大学教授(カナダ連邦制研究、旧地方制度調査会委員)、碓井光明明治大学教授(地方税法など)、斎藤誠東京大学教授(行政法、地方自治法)、西尾勝東京大学名誉教授(地方分権改革委員会委員、第3期地方分権改革推進委員会会長代理)、林宣嗣関西学院大学教授(財政学)、である。

既に今国会では次のような自治法改正案が提出されている。地方公共団体の組織及び 運営について、地方分権の推進を図るため、地方議会の議員定数設定の自由化、共同設 置が可能な機関の範囲の拡大等を行うとともに、直接請求の制度についてその適正な実 施を確保するため必要な改正を行う。

- 9. 2020年までに温暖化ガス25%削減への取り組みと環境税導入(高速道路無料化、暫定税率廃止との整合性を含めて)については議論の末、先送りされている。
- 10. 消防職員の団結権のあり方に関する検討会(第1回は1月22日)

消防職員の団結権のあり方について、労働基本権の尊重と国民の安心・安全の確保の 観点に立ち、関係者の意見を聞きながら検討を行う。メンバーは岡本博自治労書記長、 木村裕士連合総合企画局長、迫大助全国消防職員協議会会長、三浦孝一京都市消防局長、 および労働法(荒木尚志東京大学教授)、公務員労働法(下井康史新潟大学大学院教 授)、行政学(辻琢也一橋大学教授)の専門家など13名で、座長は小川淳也総務大臣政 務官。

1. 歳入確保策

(1) 拡大した地方財源不足とその補填措置

2010年度の地方財源不足は18兆2,200億円程度(2009年度は10兆4,664億円)。これまでの財源不足のピークは2003年度の17兆3,767億円(うち通常収支不足は13兆4,457億円)だった。

地方財源不足の拡大の第一の要因は地方税の収入が大幅に減少する見込みになった

ところにある。地方税の収入見込みは、2009年度36兆1,860億円だったが、2010年度には32兆5,096億円に低下する見込みだ。それに、地方交付税の1兆円以上の規模回復という政策要因も働いた。これに子ども手当や高校授業料の実質無償化、農家の直接所得補償モデル事業などのマニフェスト関連事業による歳出増、そして他方での事業仕分けによる歳出削減、投資的経費の削減の相殺効果の結果である。

地方財源不足の推移

| 2000年度 | 13兆3,369億円 | うち通常収支不足 | 9 兆8,673億円 |
|--------|------------|----------|------------|
| 2001年度 | 14兆 253億円 | | 10兆5,923億円 |
| 2002年度 | 14兆1,160億円 | | 10兆6,650億円 |
| 2003年度 | 17兆3,767億円 | | 13兆4,457億円 |
| 2004年度 | 16兆2,350億円 | | 12兆2,530億円 |
| 2005年度 | 11兆2,000億円 | | 7兆5,100億円 |
| 2006年度 | 8 兆7,000億円 | | 5 兆7,000億円 |
| 2007年度 | 4兆4,200億円 | | 4兆4,200億円 |
| 2008年度 | 5 兆2,476億円 | | 5 兆2,476億円 |
| 2009年度 | 10兆4,664億円 | | 10兆4,664億円 |
| 2010年度 | 18兆2,200億円 | | 18兆2,200億円 |
| | | | |

補填措置は二つある。基本的には国と地方が折半してこの不足額を補填するのが ルールだが、その前に前からの約束事などで補填されるべき財源がある。

| A 折 | 半対象前財源不足補填措置 | 7 兆4, 408億円 |
|------|-----------------|-------------|
| 1) [| 財源対策債の発行 | 1兆 700億円 |
| ② ± | 地方交付税の増額 | 3兆 669億円 |
| イ | 国税決算精算分の先送り | 6,596億円 |
| 口 | 既往法定分の加算措置 | 7,561億円 |
| ハ | 交付税特会の償還先送り | 7,812億円 |
| = | 交付税特会剰余金の活用 | 3,700億円 |
| ホ | 2008年12月18日覚書加算 | 5,000億円 |

総務・財務両大臣の覚書で2009年度において加算した1兆円のうち2010 年度に協議することとされていた地域雇用推進費5千億円以外の加算分 である。

③ 既往の臨時財政対策債借換債
 ② 地域活性化・雇用臨時特例費加算
 ② 地域雇用推進費5,000億円は廃止)
 B 折半対象財源不足
 ① 臨時財政加算による交付税増額
 ② 臨時財政対策債の発行
 2 兆3,189億円
 9,850億円
 10兆7,760億円
 5 兆3,880億円
 5 兆3,880億円

(2) **地方交付税は交付税特会**の出口ベースで16兆8,935億円と対前年度比では6.8%、1 兆733億円増加となった。その内訳は以下のようになっている。

| ① ‡ | 也方交付税の法定率など | 7兆4,536億円 |
|-----|--------------------------|------------|
| イ | 国税 5 税の法定率分 | 9兆5,530億円 |
| 口 | 国税決算精算分(2009年度、2010年度など) | △7,470億円 |
| ハ | 交付税特会借入金利子払い | △5,712億円 |
| = | 交付税特会借入金償還 | △7,812億円 |
| ② - | 一般会計による補填措置 | 8 兆4,549億円 |
| イ | 国税決算の精算と特会元金償還先送り | 1 兆4,408億円 |
| 口 | 既往法定分の加算 | 1兆6,261億円 |
| ハ | 臨時財政対策加算 | 5 兆3,880億円 |

- (3) 広義の地方交付税(交付税+臨時財政対策債)は24兆6,004億円とされた。前年度は20兆9,688億円なので3兆6,316億円、17.3%の増である。
- (4) 地方債発行額は13兆7,870億円で、前年度比では1兆6,610億円増、14.0%の増加。 うち臨時財政対策債は7兆7,069億円で2兆5,583億円と急増した。このため、一般市 町村には全額公的資金を配分する予定。その他、団体ごとの人口によって配分する方 式に加えて、財政力の弱い団体に配慮して不交付団体には配分しない方式を導入する としている。

なお、通常債は4兆7,170億円で \triangle 6,773億円、財源対策債は1兆700億円、 \triangle 2,200億円。

地方債依存度は16.4%で、2004年度の16.7%に次ぐ第3位の高依存度になった。

トップは2003年度の17.5%である。

(5) 地方税の収入見込みは32兆5,096億円で前年度比3兆6,764億円の減。

A 地方税の増減

- 都道府県税は12兆9,226億円で2兆4,992億円の減、△16.2%。
- 市町村税は19兆5,870億円で1兆1,772億円の減、△5.7%。
- 昨年からの地方法人特別譲与税は1兆2,936億円で59.8%の増加となった。これ は都道府県の法人事業税の一部を「地方法人税」という国税に移して譲与するもの。

B 道府県税

● 道府県民税は5兆1,906億円の見込みで、7,924億円の減、△13.2%。個人所得割が4兆3,305億円で4,601億円、9.6%減を見込む。法人税割は4,081億円と1,720億円、29.7%の大幅減を見込んでいる。

C 市町村税

- 市町村民税は8兆1,713億円で1兆1,498億円、△12.3%。個人の所得割が6兆
 5,048億円で△6,928億円、△9.6%。法人税割が1兆750億円、△29.1%。
- 固定資産税は8兆9,033億円で、△0.1%とやや減少。償却資産の減が△5.7%と 大きい。都市計画税は1兆2,344億円で、142億円増、1.2%増。
- 市町村たばこ税は7,454億円を見込むが、405億円の減。たばこ税の引き上げで20 本入りのハイライトで100円程度小売り価格が上がる影響を見込んでいるようだ。
- なお、所得税で一般扶養控除(年少分)が廃止されるためその地方住民税への影響は、4,128億円の増収となる。道府県民税で1,652億円、市町村民税で2,476億円。

また特定扶養控除の見直しの影響で392億円(都道府県157億円、市町村235億円)の増収となる見込み。

- なお、ガソリン税などの暫定税率廃止議論と共に俎上に載っていた「地方環境税」(燃料課税)や環境自動車税(車体課税)などは、地球温暖化対策税が2011年度までに成案を得るとして先送りになったため仕切り直しとなった。
- 自動車重量税については、暫定税率の内国税分の半分を減税することが決まったが、市町村向けの自動車重量譲与税が減るため、譲与分を1000分の47に引き上げることで財源措置することとされている。

- (6) **地方特例交付金**は17.1%減の3,832億円。このうち、地方公務員に対する子ども手 当支給と児童手当の所得制限撤廃に伴う地方負担増に対して児童手当等特例交付金が 1,174億円増の2,337億円になった。
- (7) 地方譲与税は1兆9,171億円で前年度比4,553億円の増加だが、これは前述の地方法 人特別譲与税の平年度化による増加の影響である。

(8) 2010年度の地方一般財源

これらの結果、2010年度の地方一般財源は59兆4,103億円となり、前年度比で3,317億円、0.6%増とわずかだが増加した。なお、東京都など地方交付税の不交付団体の「水準超経費」相当額6,500億円(前年度より6,300億円減)を除くと、58兆7,600億円程度と1.7%増となる、としている。

2. 歳出面での施策

(1) 2010年度の国の予算

2010年度の国の予算のフレームは総額92兆3千億円である。

| | 2010年度 | 2009年度 |
|--------|------------|------------|
| 歳 入 | 92兆2,992億円 | 88兆5,480億円 |
| 税収 | 37兆3,960億円 | 46兆1,030億円 |
| その他収入 | 10兆6,002億円 | 9兆1,510億円 |
| 公債金 | 44兆3,030億円 | 33兆2,940億円 |
| 建設国債 | 6兆3,530億円 | 7兆5,790億円 |
| 特例国債 | 37兆9,500億円 | 25兆7,150億円 |
| 歳 出 | 92兆2,992億円 | 88兆5,480億円 |
| 国債費 | 20兆6,491億円 | 20兆2,437億円 |
| 地方交付税等 | 17兆4,777億円 | 16兆5,733億円 |
| 一般歳出 | 53兆4,542億円 | 51兆7,310億円 |

うち社会保障関係費は27兆2,686億円と一般歳出(国債費と地方交付税を除く)の 51%となり、初めて一般歳出の50%を超えることとなった。

(2) 厚生労働省予算から

① 子ども手当の創設

12月23日の国家戦略担当・内閣府特命担当大臣、総務相、財務相、厚労相の4大臣合意で次のように2010年度の子ども手当の創設が決まった。国庫からの給付費1 兆4,556億円、事務費166億円。総給付費は2兆2,554億円である。

- 中学校修了までの児童を対象に、一人月13,000円を支給する。
- 所得制限は設けない。
- 子ども手当の一部として、児童手当法に基づく児童手当を支給する仕組みとし、 児童手当分については、国、地方、事業主が費用を負担する。
- それ以外については全額を国庫が負担する。
- 現行の児童育成事業については、引き続き、事業主拠出金を原資として実施する。
- 2011年度における子ども手当の支給については、2011年度予算編成過程において 改めて検討し、その結果に基づいて2011年度以降の支給のための所要の法律案を 2011年度通常国会に提出する。
- ② 父子家庭への児童扶養手当の支給を新設する、50億円。8月施行、12月支払い。 児童一人では、全額支給で月に4万1,720円、一部支給では9,850円~4万1,720円 (所得に応じて)。二人目は5,000円加算、3人目以降は3,000円。ひとり親全体では2,001億円で247億円の増)。
- ③ 生活保護の母子加算を2010年度も実施する、183億円。
- ④ 待機児童解消の推進、3,881億円。「子ども子育てビジョン」を2010年1月29日 の閣議で決定した。共働きの夫婦の負担軽減と待機児童の解消に向け、2010年度からの5年間で、保育所の定員を今の215万人から241万人に、段階的に26万人増やす。また、夜間保育の定員も79万人から96万人に増やすほか、親が仕事に出ている間に放課後の子どもを預かる「学童保育」の定員を81万人から111万人に、働いている親の子どもが急病になった際に保育サービスを受けられる「病児保育」も、年間の延べ人数で31万人から200万人に拡大するとしている。さらに、こうした目標を達成するためには、保育所の定員増加で3,000億円、また、育児休業の給付金として1,500億円が新たに必要になるなど、少なくとも7,000億円以上の新たな予算措置が必要だとしている。

ただし自治体は概して保育所増設や定員拡大には及び腰だ。子どもの数がこれから減るとの見込みから、いったん作ると廃止が難しいという。

- ⑤ 雇用維持支援に7,452億円(1,112億円)。雇用調整助成金と中小企業緊急雇用安定助成金についてそれぞれ5分の4を助成する。赤字企業については、最近3ヶ月の生産量・売り上げ高が前々年同期比10%以上減少している場合も支給する(拡大)。
- ⑥ ワンストップサービスを実施するため、ハローワークに「住居・生活支援アドバイザー」(263名)を配置、総合相談と実施機関への的確な誘導を行う。
- ⑦ 新卒者支援の強化、33億円。ハローワークにジョブサポーター(928名)を配置するとともに、新卒者体験雇用事業(1ヶ月)の受け皿企業に1人8万円の奨励金を支給。
- ⑧ 雇用保険制度の適用範囲の拡大、129億円。
 - 1) 非正規労働者に対する適用範囲の拡大。 雇用保険の適用基準である「<u>6か月以上</u>雇用見込み」(業務取扱要領に規定) を「31日以上雇用見込み」(雇用保険法に規定)に緩和。
 - 2) 雇用保険に未加入とされた者に対する遡及適用期間の改善。 事業主が被保険者資格取得の届出を行わなかったため未加入とされていた者の うち、事業主から雇用保険料を控除されていたことが給与明細等の書類により確 認された者については、2年(現行)を超えて遡及適用する。
- ⑨ 非自発的失業者の医療保険料の軽減、41億円。国保に加入する非自発的失業者の 保険料について、失業後の一定期間、在職中の保険料水準とする軽減措置。
- ⑩ 緊急就職支援事業、153億円。新規成長・雇用吸収分野において、未熟練の求職者を実習型雇用で受け入れる事業者に、一人10万円、6ヶ月、その後正規雇用した場合に一人100万円を助成する。

長期失業者や住宅を無くし就職活動が困難になっている者に、民間職業紹介事業者に委託して再就職支援、住居・生活支援をする。

(2009年度第二次補正予算で、介護、医療、農林、環境、エネルギー、観光、地域社会雇用、などの分野での雇用機会の創出、地域ニーズに応じた人材育成を推進するため、「重点分野雇用創造事業」5,000億円を創設する。)

- ① 生活保護世帯の就労支援の強化、15億円。職安と社会福祉事務所が連携した「就 労支援チーム」により、就労支援を実施するとともに、2009年度補正予算で就労支 援員を2,500名増やす(550名を3,050名に)。
- ② 非正規労働者への総合的対策、435億円。パートの均衡待遇、有期契約労働者の

正社員への転換推進、派遣労働者の雇用安定、など。

- ③ 診療報酬の10年ぶりの引き上げ、本体1.55%+。
- ⑭ 協会健保の国庫負担率引き上げ、13%から16.4%に、2010年7月実施。
- (15) 障害者施策の総合的推進
 - 利用者負担の軽減、住民税非課税世帯の障害者については、福祉サービス及び補 装具に係る利用者負担を無料とする。
- ⑥ 市町村地域包括ケア推進事業の実施、5.5億円。
- ⑪ 労使に対する労働条件についての情報提供その他の支援の実施、1.4億円。

(3) 国土交通省予算

国土交通省予算では公共事業15.2%減。同時に従来の補助金を統合した新型交付金2.2兆円を創設する。合計で前年度比12.2%減の5兆5,846億円。これは「一括交付金」の頭出し施策と位置づけられている。農水省の新交付金についても同様の位置づけである。

新型交付金は法律の改正は行わない。交付対象は都道府県、市町村。総合化の対象事業は道路、河川、下水道、まちづくり、海岸、住宅、港湾など国交省所管のほとんどの補助事業。道路特定財源の一般財源化によって2009年度に創設された「地域活力基盤創造交付金」も統合される。政策目的別に、①活力創出基盤整備、②水の安全・安心基盤整備、③市街地整備、④地域住宅支援の4つの分野に分類。自治体は分野ごとに期間3~5年の「社会資本総合整備計画」を策定する。これには基幹事業の他、関連社会資本整備事業やソフト事業を自由に組み合わせることも可能だ。計画の事前公表、進捗状況の公表を自治体に義務づけ、計画終了後は事後評価を行い公表することも要請する。

国交省は、提出された計画に盛り込まれた各事業を既存の補助制度に照らして補助金額を算出、合計額を一括して交付金として配分する。交付金の使い方は自治体の裁量に任される。自治体は合計額を単年度に一括して配分されるので、補助金の細かな制約を受けずに計画の範囲内で自由に使途を決められるという。

補助金申請事務を一本化し、ワンストップサービスを実現することで使い勝手を向上させることも狙いだ。

ただし、当面は継続事業を優先するとのことで、新規施策はごく限られる可能性も ある。

(4) 文部科学省予算

文部科学省予算は5.9%増の5兆5,926億円。目玉の高校の実質無償化予算には3,933億円を計上した。公立高校は授業料を徴収せず、私立高校には年間11万8,800円を基本に所得に応じて、年収250万~350万円未満で17万8,200円、250万円未満で23万7,600円を助成する。地方交付税310億円については、その分都道府県の負担を求める。

(5) 農水省予算

農水省予算は前年度比4.2%減の2兆4,517億円。コメ農家への個別所得補償制度については、標準的な生産費と販売価格の差額として、水田10アール当たり年1万5千円を一律に支給するのが柱。対象は農水省が示す生産数量目標に従った農家で、制度に参加するかどうかは農家が選択する。来年度はモデル事業の位置づけで5,618億円を計上した。2011年度には大豆や麦に拡大する。

一方、農道や農業用ダムの整備など農業農村整備事業費は63.1%減の1,870億3千万円に。ただ新たに「農山漁村地域整備交付金」1,500億円を計上。このため、農業関係公共事業費は34.1%減の6,563億4,600万円となる。新交付金は、都道府県・市町村が、農山漁村整備の目標等を示した「農山漁村地域整備計画」を策定。同計画に基づき、農業農村基盤整備、森林基盤整備、水産基盤整備、海岸保全施設整備のほか、同計画の達成の事業効果を高める事業を実施する、としている。国が都道府県に交付金を交付し、都道府県は自らの裁量で地区ごとに配分できるようだ。

3. 2009年度第二次補正予算

2009年度第二次補正予算は、7兆2,013億円。2010年1月28日参議院本会議で成立した。 与党三党と公明党、みんなの党の賛成多数による。

(1) 雇用 6.140億円

緊急対応

- 住まい対策に700億円
- 介護、医療、農林、環境・エネルギーの雇用創造 1,500億円
- 認可保育所の分園設置等 200億円

成長戦略への布石 雇用保険制度の機能強化 3,500億円(受給者増に対応して)

(2) 環境 7,768億円

● 環境消費の3本柱

エコポイントによるグリーン家電普及 2,321億円 2010年9月まで延長する。 環境対応車補助金 2,609億円 2010年12月まで延長する。

住宅版エコポイント 1,000億円を新設する。

● 成長戦略への布石 1,822億円 (研究基盤整備、アジア・アフリカへの緊急支援など)

(3) 景気対策に1兆5.742億円

- 金融対策 1兆1,742億円
- 住宅投資金融 4,000億円

(4) 生活の安心 7,849億円

- 高齢者医療制度の負担軽減措置の継続 2,902億円
- 生活保護による生活支援 1,286億円
- 医療保険による生活支援 1,548億円
- 新型インフルワクチン生産 950億円

(5) 地方支援 3兆4.515億円

- 地方自治体によるきめ細かなインフラ整備支援交付金 5,000億円
- 国税収入減による交付税減の補填 2 兆9,515億円

おわりに 2010年度の地方自治体の課題

(1) 今年の景気見通し

2009年1-3月期に底を打った景気は、ゆるやかに拡大中だという認識だが、雇用情勢は依然として厳しい。いわゆる「ジョブレス・リカバリー」のコースに入っている。日経新聞社の調査では、上場企業438社の2009年10-12月期の経常利益は、前期

比14%増の1兆7,791億円に拡大している。これで3期連続で経常利益を拡大したことになる(2010年1月31日、日経)。家電や自動車、鉄鋼、非鉄金属、化学などが輸出の増加を主な要因として黒字幅を広げ、製造業から素材産業にまで裾野が広がってきた。一方で、建設や不動産、鉄道やバス事業などは減益状態で、内需型はまだ不振が続く。

他方で総務省が2010年1月29日発表した労働力調査によると、2009年12月の完全失業率(季節調整値)は5.1%と前月より0.1%改善した(7月は5.7%)。改善は2カ月ぶり。近畿の2府4県では5.7%で0.1%改善。同時に発表した2009年の年間平均は5.1%と、世界的不況の影響で過去3番目に悪い水準となり、前年比の上昇幅は1.1ポイントと過去最大だった。

一方、厚生労働省が発表した12月の有効求人倍率(同)は、前月比0.01ポイント上昇の0.46倍と4カ月連続で改善した。2009年の年間平均は0.47倍と前年比0.41ポイント悪化し、1999年の0.48倍を下回り、過去最悪を更新した。

日本の若者(15歳から24歳)の失業率は2008年から2009年の一年間で9.9%だった とOECDが2009年9月16日に発表している。

(2) 自治基本法制定の準備

いわゆる原口プランに言う「地方政府基本法」の内容はまだ不明だが、既に神奈川 県は2010年1月11日に「地方自治基本法の提案」を行っている。

(3) 地域雇用戦略会議の立ち上げ

北海道は2009年12月15日に設置した。11月6日に政府の雇用対策本部に「緊急雇用 創造チーム」を設置(リーダーは細川律夫厚労省副大臣)している。

(4) 新型交付金事業に対応しながら社会資本整備計画を策定し、住民への公表と意見を 聞くシステムの構築。

(5) 子育て支援策の具体化

子育て支援策の具体化。保育政策の確立と人材確保。政府は幼保一元化に向けて、 厚労省と文科省の再編成も考えている。

(6) 国から地方自治体への権限移譲

国から地方自治体への権限移譲について、改めて自治体としての意見を整理し、要求すべきものは要求する。保育所の設置基準のような、従来の国基準を、自治体の条例基準に置き換えることも検討するべきである。その際の「ナショナル・ミニマム」の考え方を、地域でどう実現するかを議論していきたい。

(7) コミュニティ施策の展開

コミュニティ施策の展開、特に地域福祉計画を基軸とした、学区単位ごとの住民協議会を設置するなど、制度整備を進める。

(8) 貧困との闘いと自治体雇用政策の確立

(9) 障害者施策の全面見直しへ

各自治体の「障害者基本計画」と「障害者福祉計画」を見直し、バリアフリー社会、 ユニバーサルな地域社会への道筋を明らかにする。障害者権利条約の批准に向けた議 論を地域で先行的に進めていく。

(付論) 地方財政計画と財政調整制度

2010年2月8日 自治体議員政策情報センター主催研究会資料 澤 井 勝

1. 大きく改善した地方財源不足

2010年度の地方財源不足は18兆2,200億円程度(2009年度は10兆4,664億円)。財源不足のピークは2003年度の17兆3,767億円(うち通常収支不足は13兆4,457億円だった)。

地方財源不足の拡大の第一の要因は地方税の収入が大幅に減少する見込みになったところにある。地方税の収入見込みは、2009年度36兆1,860億円だったが、2010年度には32兆5,096億円に低下する見込みだ。それに、地方交付税の1兆円以上の交付税規模回復という政策要

因も働いた。これに子ども手当や高校授業料の実質無償化、農家の直接所得補償モデル事業などのマニフェスト関連事業による歳出増、そして他方での事業仕分けによる歳出削減、投資的経費の削減の相殺効果の結果である。

2. 地方財源不足を算定するのが「地方財政計画」の役割

内閣は毎年度、翌年度の地方自治体全体の歳入と歳出の総額の見積額を記載した書類を作成し、これを国会に提出するとともに、一般に公表しなければならない(地方交付税法第7条)。これを地方財政計画という。

現在の地方財政計画の役割としては、

- (一) 地方交付税との関連において地方財源の総額を確保する、
- (二) 個々の地方自治体の行財政運営の指針を示す、
- (三) 国の財政経済政策の参考に資する、

とされている。

沿革的には、1948年度に「地方歳出歳入予算推計」という形で始まったもので、そのねらいは激しいインフレーションのもとでの給与や建設事業費の増加、義務教育年限の引き上げや自治体警察の創設など制度改正による自治体の仕事の増加という条件下でその状況を把握しようとするものであった。その後、1950年には、シャウプ勧告を受けて地方財政平衡交付金制度が発足するが、地方財政計画は全地方自治体の収支の不足額を算定し、その不足額を平衡交付金として国の一般会計予算に計上するという機能を持たされることとなった。平衡交付金の総額を直接決めるという性格を与えられたのである。これは平衡交付金制度の建て前である個々の地方自治体の財源不足額を基準財政需要額と基準財政収入額の差額としてとらえ、それを積み上げるということが困難であったからである。

1954年度からの地方交付税制度への切り替えによって、交付税の総額は国税の一定割合で定められることになり、このような地方財政計画の性格は失われたが、なお、地方一般財源不足を測る機能は残された。具体的には地方交付税法第六条の三第二項、「毎年度分として交付すべき普通交付税の総額が引き続き各地方団体について算定した財源不足額の合算額と著しく異なることとなった場合においては、地方財政若しくは地方行政に係わる制度の改正又は地方交付税率の変更を行う」と規定され、この不足額は現実的には地方財政計画における歳入歳出の過不足ではかられることになったからである。

3. 地方交付税制度と財政調整制度(垂直的・水平的)

国税の一定割合を割いて、一般財源が不足する地方自治体に配分される。地方税の身代わ

りということから、「間接課徴形態の地方税」ともいわれる、地方自治体共有の独立財源である(国会での首相答弁など)。一般財源を保障するものであるので、特定目的の国庫支出金(国庫負担金、補助金など)とはことなりその使い途は特定されていないので、自治体の裁量で使途を決めればよい。

このような仕組みを「地方財政調整制度」という。ただし、国税の一部を割いて財政調整する仕組みは「垂直的財政調整」と呼び、自治体間で財源のやりとりをする仕組みを「水平的財政調整」という。我が国の財政調整制度は「垂直的財政調整」だが、そこに昨年度、府県税の法人事業税の一部を「地方法人特別税」として国税化し、譲与税として各府県に再配分する水平的調整の仕組みが作られた。これは法人税収が東京都や愛知県に集中する地域的な経済構造をバックに、自民党税調の議論で決まったものだが、地方自治体間の議論が不在のままであるのは問題がある。

この財政調整制度は、地域間の財源のあり方、とくに地方税の税源が地域的に均等ではなく、著しい地域差がある状況を前提に、全国どこの府県、市町村でもほぼ同一水準の一般財源を保障しようとするものである。道府県の場合、歳入総額に占める地方税収入の割合が45%と12%の開きがあるが、地方交付税を加えた一般財源の割合では、45%から48%へと均等化されている(1993年度)。つまりここでは個々の自治体間の一般財源の不均衡を調整するという機能をもっているのである。一般財源保障という点では、第二に、地方交付税の総額の確保を通した、地方一般財源の総額の保障という機能がある。特に地方交付税法第六条の三第二項の規定による、交付税率の変更を含む制度改正の仕組みが重要である。

1970年代半ば以降(1988年から1992年のバブル経済期を除き)、地方一般財源不足が構造的なものとなり、交付税特会の資金運用部からの借入金で交付税を増額するとともに、財源対策債というかたちで地方自治体に借金を背負わせるといった対策が長らくとられてきた。このように本来地方税を拡大強化するなり、交付税率を引き上げるなどの抜本的な改革が必要であったにも係わらず、それが行われなかった点は批判されなければならない。しかし欠陥が多いものでも、そういった対策がとられる根拠は、この一般財源の総額保障機能にあるのである。

また、地方交付税の機能としては、消防や高齢者福祉などの個々の行政ごとに標準的な財政需要の水準を示すことによって、いわばナショナル・ミニマムを提示するという、個別行政の財源保障という機能をも合わせもっている。これはそれぞれの行政の「基準財政需要額」として示されている。

我が国で地方財政調整として本格的に導入されたのが、1940(昭和15)年に設けられた

「地方分与税制度」である。地方分与税は、還付税と配付税からなる。このうち配付税が自治体間の財政調整機能を担い、国税の所得税と法人税(この40年に両者に分離され制度的に確立)及び入湯税、遊興飲食税の一定の割合を配分するものであった。1949(昭和24)年まで存続し、1950(昭和25)年度から地方財政平衡交付金に引き継がれた。

地方交付税の総額は、2010(平成22)年度現在、所得税、酒税の32%、法人税の35.8%、 消費税の29.5%、国のたばこ税の25%であるが、この総額の94%が普通地方交付税であり、 6%が特別地方交付税とされる。個々の自治体への普通地方交付税の配分は、「基準財政需要額—基準財政収入額」という算式で求められる。

地方交付税の前身である地方財政平衡交付金(1950年度から1953年度まで)の場合は、このような国税の一定割合へのリンク方式をとらず、需要額と収入額の差である一般財源不足額を青天井で積み上げることを建前としていた。しかし実際には一度もこの積み上げ作業は行われず、国会と地方財政委員会との財源をめぐる厳しい折衝によって十分な地方一般財源を確保するにいたらなかった。このことも昭和20年代末からの地方財政危機の要因となったと考えられている。こういった経験もあって1954(昭和29)年度からの地方交付税では国税の一定割合を確保するという国税へのリンク方式を採用することとなった。なおこの方式は、1940(昭和15)年に制度化された地方財政調整制度である地方分与税制度のうちの地方配付税の仕組みと同様の考え方である。したがって、現行交付税制度は地方分与税制度と平衡交付金制度をミックスした制度と考えてよい。

なお、地方交付税法第六条の三第二項では、「毎年度分として交付すべき普通交付税の総額が引き続き第十条第二項本文の規定によって各地方団体について算定した額の合算額と著しく異なることとなった場合においては、地方財政若しくは地方行政にかかる制度の改正又は第六条第一項に定める率の変更を行うものとする」と定めている。すなわち、交付税の総額が地方の必要一般財源に不足したときには、行財政制度の改正か交付税率の引き上げを行うとしているのである。この規定のうち、「引き続き」とは三年以上連続してという意味であり、「著しく異なる」とは交付税総額の一割以上を指す、という解釈が国会での審議等で明らかにされている。

4. 財政調整制度の論点

(1) 地域格差(特に所得と税収)が大きい日本という国

スウェーデンや米国との違い。ドイツは強力な州間の水平的財政調整と、共同税による垂直的財政調整制度が整備されている。イギリスの場合は、税源の中央集中もあっ

て、国からの自治体への一般補助金のウェイトが高い(垂直的財政調整の一形態)。スウェーデンは所得課税の多くが地方税とされ、独立性が高く、財政調整的な移転収入への依存度が小さいが、その中でも地方税収格差是正の一般補助金が増大している。フランスでは国が地方税を納税する仕組みがあり、これに国の一般交付金財政調整機能を持つ。アメリカにはニクソン政権で1976年に創設された「一般歳入分与」という財政調整制度があったがレーガン政権下の1986年に連邦財政赤字の急増によって廃止され、「財政調整無き国家」と言われる。しかし連邦補助金の財政機能と特定の州における財政調整制度が指摘されている(小泉和重)。(和田八束等『現代の地方財政』有斐閣、を参照。)

- (2) 需要積み上げ方式と交付税率のみでの渡しきり方式の選択方法 戦前からの三好重夫氏と奥野誠亮氏との考え方の相違が今も尾を引く。
- (3) 地方財政計画は過大か、過大だったか。 地方単独事業費、地方公務員給与の過大算定? 一方で一般行政経費の過小算定?
- (4) 税源移譲と財政調整

大都市部への税源付与と過疎地などへの交付税の傾斜的配分を考えるべきである。

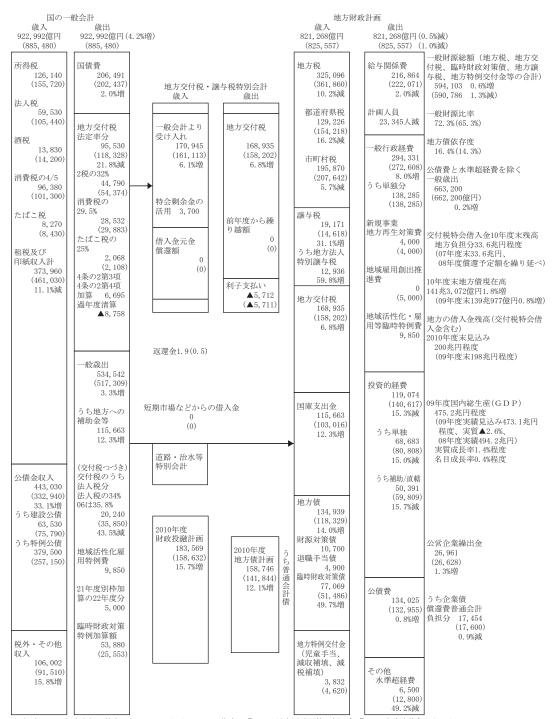
(5) 基準財政需要額の問題

基準財政需要額=単位費用×(測定単位の数値×補正係数)

- ・単位費用の内容吟味
- ・補正係数については、特に事業費を基礎にして割り増し算入する事業費補正が従来 も問題にされてきたところ。
- (6) 財源不足補填の複雑化と見えにくさ。いわば職人芸と約束事の積み重ねの世界。

(さわい まさる 奈良女子大学名誉教授)

付表 1 中央財政と地方財政の関係(2010年度)



^()内は2009年度当初の数字である。2010/01/26、SAWAI作成。『12.25 地方財政対策の概要』『1.25 事務連絡』などから。

-- 自治総研通巻376号 2010年2月号 -

付表 2 一般財源等の状況(2000~2010年度) (地方財政計画ベース)

| | | 000075 | 0000/5 #5 | 0000/5 # | 0004/55 | 0005/55 | 0000/==== | 0007/5 55 | 0000/5 #5 | 0000左座 | | 0010左座 | |
|----|----------------|----------|-----------|----------|----------|----------|-----------|-----------|-----------|----------|----------|----------|----------|
| | 項目 | 2000年度 | 2002年度 | 2003年度 | 2004年度 | 2005年度 | 2006年度 | 2007年度 | 2008年度 | 2009年度 | 前年比 % | 2010年度 | 前年比 % |
| | Litte | 億 円 | 億 円 | 億 円 | 億 円 | 億 円 | 億 円 | 億 円 | 億 円 | 億 円 | , | 億 円 | · |
| 1 | 地方税 | 355, 568 | 342, 563 | 321, 725 | 323, 231 | 333, 189 | 348, 983 | 403, 728 | 404, 703 | 361, 860 | -10. 59 | 325, 096 | -10. 16 |
| 2 | 都道府県税 | 152, 355 | 145, 544 | 134, 339 | 136, 906 | 142, 737 | 154, 308 | 188, 524 | 188, 403 | 154, 218 | -18. 14 | 129, 226 | -16. 21 |
| 3 | 市町村税 | 193, 213 | 197, 019 | 187, 396 | 186, 325 | 190, 452 | 194, 675 | 215, 728 | 216, 300 | 207, 642 | -4. 00 | 195, 870 | -5. 67 |
| 4 | 地方交付税(出口ベース) | 214, 107 | 195, 449 | 180, 693 | 168, 861 | 168, 979 | 159, 073 | 152, 027 | 154, 061 | 158, 202 | 2. 69 | 168, 935 | 6. 78 |
| 5 | 地方交付税 (入り口ベース) | 140, 163 | 161,080 | 163, 926 | 153, 887 | 145, 700 | 137, 425 | 146, 196 | 151, 401 | 161, 113 | 6.41 | 170, 945 | 6. 10 |
| 6 | 地方財源不足額 | 133, 699 | 141, 160 | 173, 767 | 162, 350 | 112,000 | 87,000 | 44, 200 | 52, 476 | 104, 664 | 99.45 | 182, 168 | 74. 05 |
| 7 | うち通常収支不足額 | 98, 673 | 106, 650 | 134, 457 | 122, 530 | 75, 100 | 57,000 | 44, 200 | 54, 276 | 104, 664 | 92.84 | 182, 168 | 74. 05 |
| 8 | 臨時財政対策加算 | | 31, 261 | 55, 416 | 38, 876 | 21,600 | 12, 158 | 0 | 0 | 27, 553 | 皆増 | 53, 880 | 95. 55 |
| 9 | 臨時財政対策債 | | 32, 261 | 58, 416 | 41, 905 | 32, 231 | 29, 072 | 26, 300 | 28, 332 | 51, 486 | 81. 72 | 77, 069 | 49. 69 |
| 10 | 一般財源 (1+4) | 569, 675 | 538, 012 | 502, 418 | 492, 092 | 502, 168 | 508, 056 | 555, 755 | 558, 764 | 520, 062 | -6. 93 | 494, 031 | -5. 01 |
| 11 | 一般財源(臨財債含む) | 569, 675 | 570, 273 | 560, 834 | 533, 997 | 534, 399 | 537, 128 | 582, 055 | 587, 096 | 571, 548 | -2.65 | 571, 110 | -0. 08 |
| 12 | 交付税+臨財債(4+9) | | 227, 710 | 239, 109 | 210, 766 | 201, 210 | 188, 145 | 178, 327 | 182, 393 | 209, 688 | 14. 96 | 246, 004 | 17. 32 |
| 13 | 地方譲与税 | | 6, 239 | 6, 939 | 11, 452 | 18, 419 | 37, 324 | 7, 091 | 7, 027 | 14, 618 | 108.03 | 19, 171 | 31. 15 |
| 14 | 地方特例交付金 | | 9, 036 | 10, 062 | 11,048 | 15, 180 | 8, 160 | 3, 120 | 4, 736 | 4,620 | -2.45 | 3, 832 | -17.06 |
| 15 | うち減税補填特例交付金 | | 9, 036 | 10, 062 | 8, 700 | 8, 888 | 7, 456 | 2,000 | 1,552 | 1, 458 | -6.06 | 0 | 皆減 |
| 16 | うち児童手当特例交付金 | | | | | | 704 | 1, 120 | 1, 183 | 1, 162 | -1.78 | 2, 337 | 101. 12 |
| 17 | うち減収補填交付金 | | | | | | | 2,000 | 2,000 | 2,000 | 0.00 | 1, 495 | -25. 25 |
| 18 | 交付税特会借入金 | 80, 881 | 40, 973 | 19, 515 | 10, 558 | 16, 500 | 11,610 | 0 | | | | | |
| 19 | 財源対策債 | 24, 300 | 19, 200 | 18, 400 | 18,000 | 17,600 | 16, 500 | 15, 900 | 15, 400 | 12, 900 | -16.23 | 10, 700 | -17. 05 |
| 20 | 地方財政計画規模 | 889, 300 | 875, 700 | 862, 100 | 846, 700 | 837, 700 | 831,800 | 831, 300 | 834, 014 | 825, 557 | -1.01 | 821, 268 | -0.53 |
| 21 | 地方債計画規模 | 164, 998 | 165, 239 | 184, 845 | 174, 843 | 155, 366 | 139, 466 | 125, 108 | 124, 776 | 141, 844 | 13.68 | 158, 746 | 11. 92 |
| 22 | 地方の一般歳出 | | | | 681, 049 | 673, 216 | 664, 801 | 657, 350 | 657, 626 | 662, 200 | 0.70 | 663, 200 | 0.15 |
| 23 | 国の一般歳出 | | | | 476, 320 | 472, 829 | 463, 660 | 469, 784 | 472, 845 | 517, 310 | 9.40 | 534, 552 | 3. 33 |
| 24 | 国の一般会計予算額 | 849, 870 | 812, 300 | 817, 891 | 821, 109 | 821, 829 | 796, 860 | 829, 088 | 830, 613 | 885, 480 | 6.61 | 922, 992 | 4. 24 |
| 25 | 国の租税印紙収入 | 498, 950 | 468, 160 | 417, 860 | 417, 470 | 440,070 | 458, 780 | 534, 670 | 535, 549 | 461, 030 | -13.91 | 373, 960 | -18.89 |

資料:地方財政計画、地方財政対策等から作成

<資料1>

平成22年度地方財政対策のポイント

総務省自治財政局 平成21年12月25日

地方交付税の 1.1 兆円増額

- 〇 地方が自由に使える財源を増やすため、地方交付税総額を配 分される出口ベースで 1.1 兆円増額
 - ※ 地方交付税の 1 兆円以上の増額は平成 11 年度以来 11 年ぶり

公債費負担の軽減

○ 平成22年度から3年間で、1.1兆円規模の公的資金の補償金免除繰 上償還を実施することにより、地方公共団体の公債費負担を 2,400 億 円程度軽減(推計値)

地方交付税及び一般財源総額を増額確保

〇 地方交付税

16.9 兆円(前年度比 +1.1 兆円)

法定率分等

7.5 兆円

・ 国の一般会計加算等(既定ルールによる補てん)

8.4 兆円

• 別枠加算

1.0 兆円

※ 地方交付税の1兆円以上の増額は平成11年度以来11年ぶり

O 実質的な地方交付税 24.6 兆円(前年度比 +3.6 兆円)

臨時財政対策債

7.7 兆円(" +2.6 兆円)

※ 実質的な地方交付税 24.6 兆円は過去最高(今までは低23.9 兆円が最高)

一般財源

59.4 兆円(前年度比 +0.3 兆円)

※ 一般財源(水準超経費除き)の総額は対前年度比+1.0 兆円

地方稅 32.5 兆円(" △3.7 兆円) ・ 実質的な地方交付税 24.6 兆円(" +3.6 兆円)

その他

2.3 兆円(" +0.4 兆円)

〇 <u>地方一般歳</u>出

66.3 兆円(前年度比 +0.1 兆円)

- ※ 地方一般歳出の増は3年連続
- ※ 地域活性化・雇用等臨時特例費(仮称)の創設(1.0 兆円)
- ※ 人事院勧告に伴う給与関係経費の減(対前年度△0.4 兆円)等の歳出の見直しを行っ た上で、対前年度増額を実現

<資料2>

平成22年度地方財政対策の概要

総務省自治財政局平成21年12月25日

I 平成22年度の地方財政の姿

① 地方財政計画の規模82兆1,200億円程度(前年度比△4,300億円程度、△0.5%程度)(参考)水準超経費を除いた場合81兆4,700億円程度(" +2,000億円程度、+0.2%程度)

② 地方一般歳出 66兆3,200億円程度 (" +1,100億円程度、+0.2%程度)(参考)地方一般歳出(給与関係経費除き)の総額

44兆6,300億円程度(" +5,400億円程度、+1.2%程度)

③ 一般財源総額 59兆4,103億円 (" +3,317億円、+0.6%)

(参考) 一般財源(水準超経費除き)の総額

58兆7,600億円程度(" +9,600億円程度、+1.7%程度)

④ 実質的な地方交付税の総額 24兆6,004億円

(②)20兆9,688億円、+3兆6,316億円、+17.3%)

⑤ 地方交付税の総額 16兆8,935億円

(21)15兆8.202億円、十1兆 733億円、 +6.8%)

(参考) 折半対象財源不足額 18兆2,200億円程度(②10兆4,664億円) 10兆7,800億円程度(②5兆5,106億円)

※ 財源不足額18兆2,200億円程度は過去最高(今までは⑮17兆3,767億円が最高)

Ⅱ 地方交付税の1.1兆円増額

 ・既定の加算とは「別枠」の加算等により地方交付税を1.1兆円増額 地域活性化・雇用等臨時特例費(仮称) 9,850億円 ※ 地域雇用創出推進費(②)5,000億円)は廃止

- 〇 「地域活性化・雇用等臨時特例費」(仮称)として、当面の地方単独事業等の実施に必要な歳 出を計上し、地域のニーズに適切に応えられるよう活用
- 既往の「地域雇用創出推進費」を廃止した上で、「地域活性化・雇用等臨時特例費」(仮称) を創設

Ⅲ 財源不足の補てん

平成22年度における財源不足 18兆2,200億円程度 (②10兆4,664億円) うち折半対象財源不足 10兆7,800億円程度 (②)5兆5,106億円)

○ 平成22年度においては、地方が自由に使える財源を増やすため地方交付税を1.1兆円増額した 上で、国と地方が折半して財源不足を補てんするルールを引き続き適用して、以下のとおり財源 不足を補てん

【折半対象前財源不足】

7兆4.408億円

① 財源対策債の発行

1兆 700億円

② 地方交付税の増額による補てん

3兆 669億円

・ ②国税決算精算分の先送り

6.596億円

※ ⑩国税決算精算分については、必要な地方交付税総額を確保する観点から全額を後年度に繰り 延べ

一般会計における加算措置(既往法定分)

7,561億円 7.812億円

・交付税特別会計の償還先送り

, こ.ニルバコ

※ 必要な地方交付税総額を確保する観点から、22年度に予定していた特別会計借入金の償還を後年度に繰り延べ

特別会計剰余金の活用

3,700億円

・H20. 12. 18総務・財務両大臣覚書第3項に基づく加算

5,000億円

③ 臨時財政対策債の発行(既往債の元利償還金分等)

2兆3, 189億円

④ 別枠の加算

9.850億円

【折半対象財源不足】

10兆7.760億円

① 地方交付税の増額による補てん(臨時財政対策加算)

5兆3,880億円

② 臨時財政対策債の発行(臨時財政対策加算相当額)

5兆3.880億円

Ⅳ 地方交付税の増額確保

実質的な地方交付税の総額 24兆6,004億円(前年度比 +3兆6,316億円、+17.3%)

地方交付税 16兆8,935億円 (" +1兆 733億円、+ 6.8%) 臨時財政対策債 7兆7,069億円 (" +2兆5,583億円、+49.7%)

① 地方交付税の法定率分等 7兆4.536億円

 ※ 国税5税分の法定率分
 9兆5,530億円

 ※ 国税決算精算分(⑨、⑩、⑩)
 △7,470億円

 ※ 交付税特別会計借入金支払利子
 △5,712億円

 ※ 交付税特別会計借入金償還額
 △7,812億円

② 一般会計における加算措置等 8兆4,549億円

※ ②国 国税決算精算分及び交付税特別会計償還の先送り1兆4,408億円※ 折半対象前財源不足における補てん(既往法定分等)1兆6,261億円※ 臨時財政対策加算5兆3,880億円

③ 別枠による加算 9.850億円

【参考】実質的な地方交付税総額の推移(兆円)

| | 14) | 15) | 16 | 11) | 18 | 19 | 20 | 21) | 22 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 実質的な地方交付税 | 22.8 | 23. 9 | 21.1 | 20. 1 | 18.8 | 17. 8 | 18. 2 | 21.0 | 24. 6 |
| うち地方交付税 | 19. 5 | 18. 1 | 16. 9 | 16. 9 | 15. 9 | 15. 2 | 15. 4 | 15. 8 | 16. 9 |
| うち臨時財政対策債 | 3. 2 | 5. 9 | 4. 2 | 3. 2 | 2. 9 | 2. 6 | 2. 8 | 5. 1 | 7. 7 |

V 地方財源の確保

一般財源総額 59兆4,103億円(前年度比 +3,317億円、+0.6%)

一般財源(水準超経費除き)の総額 58兆7,600億円程度(" +9,600億円程度、+1.7%程度)

地方税32兆5.096億円(前年度比 △3兆6.764億円)

うち水準超経費相当額 6,500億円程度 (前年度比 △6,300億円程度)

地方譲与税 1兆9,171億円(前年度比 +4,553億円)
 地方交付税 16兆8,935億円(前年度比 +1兆733億円)

· 地方特例交付金 3,832億円 (前年度比 △788億円)

臨時財政対策債 7兆7,069億円(前年度比 +2兆5,583億円)

地方債総額 5兆7.870億円(前年度比 △8.973億円、△13.4%)

(参考) 臨時財政対策債含み 13兆4,939億円 (前年度比 +1兆6,610億円、+14.0%)

【通常債】 4兆7,170億円(前年度比 △6,773億円) 【財源対策債】 1兆 700億円(前年度比 △2,200億円)

(参考) 【臨時財政対策債】 7兆7,069億円(前年度比 +2兆5,583億円)

VI 臨時財政対策債の急増への対応

臨時財政対策債の急増に対処するため、前年度と同割合の公的資金を確保するとともに、財政力の弱い地方公共団体への配慮の観点から、各地方公共団体における臨時財政対策債発行可能額の算出方法を見直し

○ 一般市町村については原則として全額公的資金を配分するなど、地方公共団体の資金調達に配慮する方針

(参考) 【臨時財政対策債】 7兆7,100億円程度(前年度比 +2兆5,600億円程度)

 うち公的資金
 3兆 600億円程度(前年度比 +1兆 200億円程度)

 ・財政融資資金
 2兆2,400億円程度(前年度比 +6,900億円程度)

 ・地方公共団体金融機構資金
 8,300億円程度(前年度比 +3,300億円程度)

O 財政力の弱い地方公共団体に配慮し、財源調整機能を強化する観点から、発行可能額の算出方法を見直し、全団体に配分する現行方式(各団体の人口を基礎として算出)に加えて、不交付団体には配分しない新方式を導入

VII 公债费負扣対策

財政健全化計画又は公営企業経営健全化計画を策定し、徹底した行政改革・経営改革を行う 地方公共団体を対象に、平成22年度から3年間で1.1兆円規模の公的資金(旧資金運用部資金、 旧簡易生命保険資金、旧公営企業金融公庫資金)の補償金免除繰上償還を行い、高金利の地方 債の公債費負担を2,400億円程度軽減(推計値)

1. 旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金の繰上償還 (H22~H24)

対象地方債:普通会計債及び公営企業債(上水道、簡易水道、工業用水道、下水道、地下 鉄、病院)の年利5%以上の地方債

対 象 団 体:年利段階に応じ、市町村合併、財政力指数、実質公債費比率、将来負担比率 や公営企業資本費等に基づいて段階的に設定

> ※財政力指数1.0以上の団体は対象外(ただし、臨時財政対策債振替前の基準財 政需要額を用いて算出した場合の数値が1.0未満の団体は対象)

- 〇 旧資金運用部資金対象地方債残高 6.200億円以内
- 〇 旧簡易生命保険資金対象地方債残高 2,000億円以内
- 2. 旧公営企業金融公庫資金の繰上償還(H22~H24)

対象地方債:普通会計債(公営住宅、旧臨時地方道、旧臨時河川等、旧臨時高校)及び公 営企業債(上水道、簡易水道、工業用水道、下水道、地下鉄)の年利5%以

上の地方債

対 象 団 体:年利段階に応じ、市町村合併、財政力指数、実質公債費比率、将来負担比率

や公営企業資本費等に基づいて段階的に設定

〇 旧公営企業金融公庫資金対象地方債残高 3.200億円以内

Ⅲ 子ども手当の創設等

- ・平成23年度以降の子ども手当の費用負担等のあり方については、地域主権を進める観点等から「地域主権戦略会議」等で議論
- ・平成22年度分は、暫定的に子ども手当と児童手当を併給
- 子ども手当の費用負担のあり方については、平成22年度において、地域主権を進める観点等から、地方が主体的に実施するサービス給付等に係る国と地方の役割分担、経費負担のあり方と合わせて「地域主権戦略会議」等で議論
- 平成22年度分の子ども手当に関する暫定措置として、
 - 子ども手当と児童手当を併給し、合わせて1人につき月額13.000円を支給
 - 子ども手当は全額国庫負担、児童手当については国、地方、事業主が負担
 - 併給に伴う市町村の事務負担が生じないよう制度設計
 - ※ 所得税・住民税の扶養控除の廃止等国民の負担増に伴う地方財政の増収分等については、平成22年度の 検討を通じて、サービス給付等に係る国と地方の役割分担、経費負担のあり方の見直しにより国と地方の負 担調整等を行い、最終的には子ども手当の財源に活用されるよう制度設計

IX 高校の実質無償化

公立の高等学校については授業料を不徴収とし、私立学校の生徒については授業料の一定額 を国費により助成(3,933億円)

- 公立高校については、設置者である地方公共団体が徴収していた授業料を国が肩代わりすることとし、地方公共団体に対して、授業料相当額を国費により負担
- 私立学校の生徒については、高等学校等就学支援金として授業料について一定額を国費により 都道府県が助成

X 維持管理に係る負担金制度の廃止等

直轄事業負担金制度の廃止への第一歩として、平成22年度から維持管理に係る負担金制度を 廃止

- 〇 経過措置として、平成22年度に限り、維持管理のうち特定の事業に要する費用について、その対象を明確にした上で、地方から負担金(②1,735億円、②579億円)を徴収(平成23年度には維持管理費負担金は全廃)
 - ※ 次期通常国会に、平成22年度から維持管理に係る負担金制度を廃止する法案を提出予定
- 直轄事業負担金の業務取扱費を全廃し、併せて公共事業に係る補助金の事務費も全廃

XI 自動車関係諸税の取扱い

自動車重量税の税率の引下げに伴い地方に減収が生じないよう措置するとともに、自動車取得税に係る減収補てん特例交付金を継続

- 〇 自動車重量税の税率の引下げに伴い地方に減収が生じないよう、自動車重量譲与税の地方への 譲与割合を3分の1から1000分の407に引上げ
- 〇 平成21年度に創設された、自動車取得税に係る減収を補てんするための特例交付金(総額500 億円)は平成22年度も継続

XII 平成21年度補正対策

国税の減額補正に伴う地方交付税総額の減少(△2兆9,515億円)については、国の一般会計からの加算により全額を補てん

○ 国税 5 税の減額補正に伴う地方交付税の減少 △2兆9.515億円

○ 国の一般会計からの加算 +2兆9,515億円

【国 負 担 分】臨時財政対策加算 +1兆4,758億円 【地方負担分】臨時財政対策債振替加算 +1兆4,758億円

※ 臨時財政対策債振替加算に相当する額については⑱から㉑までの交付税総額から減額

主な地方財政指標

一般財源総額

- 59. 4兆円 (平2)=59.1兆円、+0.6%)
- (注)この場合の一般財源とは、地方税、地方交付税、臨時財政対策債、地方譲与税、地方特例交付金等の計である

一般財源比率

- 63.0%程度(平21)=65.3%)
- (注)この場合の一般財源とは、地方税、地方交付税、地方譲与税、地方特例交付 金等の計である

地方債依存度

16.4%程度(平②=14.3%) [臨時財政対策債を含む]

地方の借入金残高(平②末見込み)

200兆円程度(平②末見込み=198兆円)

交付税特別会計借入金残高(平②末見込み)

33. 6兆円程度(平②末見込み=33. 6兆円)

平成22年度地方財政収支見通しの概要

| | | | • | T | 平成21年12月25日現在 |
|---|-------------------------|----------------|-------------|-----------------|-----------------------------|
| | 項 目 | 平成22年度 (見込) | 平成21年度 | 増減率 (見込) | 備考 |
| | 地 方 税 | 325,096 億円 | 361,860 億円 | ▲ 10.2 % | |
| | 地方譲与税 | 19,171 億円 | 14,618 億円 | 31.1 % | 1 交付税特別会計借入金 ・平成22年度末見込み |
| 歳 | 地方特例交付金等 | 3,832 億円 | 4,620 億円 | ▲ 17.1 % | 約33.6兆円 |
| | 地方交付税 | 168,935 億円 | 158, 202 億円 | 6.8 % | 2 地方の借入金残高 ・平成22年度末見込み |
| | 地 方 債 | 134,939 億円 | 118,329 億円 | 14.0 % | 約200兆円 |
| 入 | うち臨時財政対策債 | 77,069 億円 | 51,486 億円 | 49.7 % | |
| | 歳 入 合 計 | 約 821,200 億円 | 825, 557 億円 | 約 ▲ 0.5% | |
| | 「一般財源」 | 594, 103 億円 | 590,786 億円 | 0.6 % | |
| | (水準超経費を除く) | 約 587,600 億円 | 577,986 億円 | 約 1.7% | |
| | 給与関係経費 | 約 216,900 億円 | 221,271 億円 | 約 ▲ 2.0% | |
| | 退職手当以外 | 約 194,100 億円 | 197,652 億円 | 約 ▲ 1.8% | |
| | 退 職 手 当 | 約 22,800 億円 | 23,619 億円 | 約 ▲ 3.5% | |
| | 一般行政経費 | | | | |
| | うち単独分 | 約 138,300 億円 | 138, 285 億円 | 約 0.0% | |
| 歳 | 地方再生対策費 | 4,000 億円 | 4,000 億円 | 0.0 % | |
| | 地域雇用創出推進費 | 0 億円 | 5,000 億円 | ▲ 100.0 % | |
| | 地域活性化・雇用等 臨時特例費 (仮称) | 9,850 億円 | - | 皆増 | |
| | 公 債 費 | 約 134,000 億円 | 132,955 億円 | 約 0.8% | |
| | 投 資 的 経 費 | | | | |
| | うち単独分 | 約 68,700 億円 | 80,808 億円 | 約 🔺 15.0% | |
| 出 | 公営企業繰出金 | 約 27,000 億円 | 26,628 億円 | 約 1.3% | |
| | うち企業債償還費 普通会計負担分 | 約 17,500 億円 | 17,616 億円 | 約 ▲ 0.9% | |
| | 水準超経費 | 約 6,500 億円 | 12,800 億円 | 約 ▲ 49.2% | |
| | 歳出合計 | 約 821,200 億円 | 825, 557 億円 | 約 ▲ 0.5% | |
| | (水準超経費を除く) | 約 814,700 億円 | 812,757 億円 | 約 0.2% | |
| | 地方一般歳出 | 約 663,200 億円 | 662, 186 億円 | 約 0.2% | |

⁽注) 本表は、地方公共団体の予算編成のための目安として作成したものであり、計数は精査の結果、異動する場合がある。

(参 考)

地方財政計画の伸び率等の推移

(単位:%)

| (% 47) | | 好日 国 ジ 中 〇 中 | - 44 4 2 1 正 4 3 | (年位: /0/ |
|---------|-------------------------|------------------------|------------------|------------------|
| 年 度 | | (対前年度 | 伸 び 率) | |
| 年 度 | 地方財政計画 | 地方一般歳出 | 地方税 | 地方交付税 |
| 昭和51年度 | 17.2 | 16.2 | Δ 0.0 | 17.1 |
| 5 2 | 14.2 | 13.7 | 18.1 | 10.0 |
| 5 3 | 19.1 | 18.7 | 10.4 | 23.4 |
| 5 4 | 13.0 | 12.6 | 11.6 | 9. 2 |
| 5 5 | 7. 3 | 6. 0 | 16.5 | 5. 0 |
| 5 6 | 7. 0 | 5. 5 | 13.4 | 7. 9 |
| 5 7 | 5. 6 | 4. 5 | 1 1. 7 | 7. 0 |
| 5 8 | 0. 9 | 0. 2 | Δ 0. 1 | △ 4. 9 |
| 5 9 | 1. 7 | 0. 3 | 6. 8 | △ 3. 9 |
| 6 0 | 4. 6 | 3. 5 | 10.6 | 10.9 |
| 6 1 | 4. 6 | 4. 3 | 6. 9 | 4. 0 |
| 6 2 | 2. 9 | 2. 9 | 0.6 | 0.6 |
| 6 3 | 6. 3 | 5. 7 | 9. 4 | 7. 5 |
| 平成 元 年度 | 8. 6 | 7. 1 | 8. 1 | 17.3 |
| 2 | 7. 0 | 6. 7 | 7. 5 | 10.3 |
| 3 | 5. 6 | 7. 4 | 6. 1 | 7. 9 |
| 4 | 4. 9 | 5. 9 | 4. 1 | 5. 7 |
| 5 | 2. 8 | 4. 4 | 1. 6 | Δ 1. 6 |
| 6 | 3. 6 | 4. 6 | △ 5. 7 | 0. 4 |
| 7 | 4. 3 | 3. 6 | 3. 6 | 4. 2 |
| 8 | 3. 4 | 2. 3 | 0. 1 | 4. 3 |
| 9 | 2. 1 | 0. 9 | 9. 6 | 1. 7 |
| 1 0 | 0. 0 | △1. 6 | 3. 9 | 2. 3 |
| 1 1 | 1. 6 | 1. 8 | △ 8. 3 | 19.1 |
| 1 2 | 0. 5 | △0. 9 | \triangle 0. 7 | 2. 6 |
| 1 3 | 0. 4 | △0. 6 | 1. 5 | △ 5. 0 |
| 1 4 | △1. 9 | △3. 3 | △ 3. 7 | \triangle 4. 0 |
| 1 5 | △1. 5 | $\triangle 2.0$ | \triangle 6. 1 | △ 7. 5 |
| 1 6 | △1. 8 | $\triangle 2$. 3 | 0. 5 | \triangle 6. 5 |
| 1 7 | $\triangle 1. 1$ | $\triangle 1. 2$ | 3. 1 | 0. 1 |
| | $[\triangle 1.5]$ | $[\triangle 1. 7]$ | 0, 1 | 0. 1 |
| 1 8 | $\triangle 0.7$ | $\triangle 1. 2$ | | △ 5.9 |
| 10 | [\(\(1 \) \) 3] | $[\triangle 2. \ 0]$ | | |
| 1 9 | $\triangle 0.0$ | $\triangle 1. 1$ | 15.7 | △ 4.4 |
| | | | (6.5) | |
| 2 0 | 0.3 | 0. 0 | 0. 2 | 1. 3 |
| | $< \triangle 0$. $2 >$ | <△0.6> | ÿ. <u>=</u> | 1. 5 |
| 2 1 | $\triangle 1. 0$ | 0. 7 | △10.6 | 2. 7 |
| | 《△1.6》 | 《△0.1》 | |] |
| 2 2 | Δ0. 5 | 0. 2 | Δ10.2 | 6.8 |
| | | | | I |

⁽注1) []内は、国保調整交付金、児童手当拡充分等を除いた場合である。

⁽注2) () 内は、税源移譲分を除いた伸率(平成18年度の地方税に所得譲与税を含めて伸率を算出) である。

⁽注3) 〈 〉内は、地方再生対策費を除いた場合である。

⁽注4) 《 》内は、地域雇用創出推進費を除いた場合である。

地方債等関係資料

| | | | 뽀 | <i>JJ</i> 1, | 貝 | 寸 | 关 | 作 | 貝 | 14 | | 1 | |
|-----|------|---|-----|--------------|---|-----------------|---------------|------|---|-----|-----|-----|-------|
| | | 地 | 方 | 債 | | 対 前 | 了 年 | 度 | 地 | 方 | 債 | 地方(| り借入金 |
| 年 | 度 | 計 | 画 | 額 | | 増 | 減 | 額 | 依 | 存 | 度 | 残 | 高 |
| | | | | (億円) | | | | (億円) | | | (%) | | (兆円) |
| | | | | | | | | | | | | | |
| 昭和5 | 1年度 | | 29, | 169 | | 1 6 | , 4 | 2 1 | | 11. | 5 | | 1 8 |
| 5 | 2 | | 30, | 174 | | 1 | , 0 | 0 5 | | 10. | 5 | | 2 3 |
| 5 | 3 | | 40, | 106 | | 9 | , 9 | 3 2 | | 11. | 7 | | 2 9 |
| 5 | 4 | | 49, | 007 | | 8 | , 9 | 0 1 | | 12. | 6 | | 3 4 |
| 5 | 5 | | 44, | 2 7 6 | | $\triangle 4$ | , 7 | 3 1 | | 10. | 6 | | 3 9 |
| 5 | 6 | | 42, | 700 | | \triangle 1 | , 5 | 7 6 | | 9. | 6 | | 4 3 |
| 5 | 7 | | 38, | 100 | | $\triangle 4$ | , 6 | 0 0 | | 8. | 1 | | 4 7 |
| 5 | 8 | | 50, | 0 1 1 | | 1 1 | , 9 | 1 1 | | 10. | 5 | | 5 2 |
| 5 | 9 | | 47, | 602 | | \triangle 2 | , 4 | 0 9 | | 9. | 9 | | 5 5 |
| 6 | 0 | | | 5 0 0 | | △8 | , 1 | 0 2 | | 7. | 8 | | 5 7 |
| 6 | 1 | | 44, | 290 | | 4 | , 7 | 9 0 | | 8. | 4 | | 6 1 |
| 6 | 2 | | 53, | 900 | | 9 | , 6 | 1 0 | | 9. | 9 | | 6 4 |
| 6 | 3 | | 60, | 481 | | 6 | , 5 | 8 1 | | 10. | 4 | | 6 6 |
| 平成う | 元 年度 | | | 5 9 2 | | $\triangle 4$ | , 8 | 8 9 | | 8. | 8 | | 6 6 |
| : | 2 | | 56, | 2 4 1 | | | 6 | 4 9 | | 8. | 4 | | 6 7 |
| : | 3 | | 56, | 1 0 7 | | | \triangle 1 | 3 4 | | 7. | 9 | | 7 0 |
| 4 | 4 | | 51, | 4 0 0 | | $\triangle 4$ | , 7 | 0 7 | | 6. | 9 | | 7 9 |
| | 5 | | 62, | 2 5 4 | | 1 0 | , 8 | 5 4 | | 8. | 1 | | 9 1 |
| | 6 | 1 | 03, | 9 1 5 | | 4 1 | , 6 | 6 1 | | 13. | 1 | | 106 |
| | 7 | 1 | 13, | $0\ 5\ 4$ | | 9 | , 1 | 3 9 | | 13. | 7 | | 1 2 5 |
| | 8 | 1 | 29, | 6 2 0 | | 1 6 | , 5 | 6 6 | | 15. | 2 | | 1 3 9 |
| | 9 | 1 | 21, | 2 8 5 | | \triangle 8 | , 3 | 3 5 | | 13. | 9 | | 1 5 0 |
| 1 | 0 | 1 | 10, | 3 0 0 | | \triangle 1 C | , 9 | 8 5 | | 12. | 7 | | 163 |
| 1 | 1 | 1 | 12, | 8 0 4 | | 2 | , 5 | 0 4 | | 12. | 7 | | 174 |
| 1 | 2 | 1 | 11, | 271 | | $\triangle 1$ | , 5 | 3 3 | | 12. | 5 | | 181 |
| 1 | 3 | 1 | 19, | 1 0 7 | | 7 | , 8 | 3 6 | | 13. | 3 | | 188 |
| 1 | 4 | 1 | 26, | 493 | | 7 | , 3 | 8 6 | | 14. | 4 | | 193 |
| 1 | 5 | 1 | 50, | 7 1 8 | | 2 4 | , 2 | 2 5 | | 17. | 5 | | 198 |
| 1 | 6 | 1 | 41, | 4 4 8 | | △ 9 | , 2 | 7 0 | | 16. | 7 | | 201 |
| 1 | 7 | 1 | 22, | 6 1 9 | | △18 | , 8 | 2 9 | | 14. | 6 | | 201 |
| 1 | 8 | 1 | 08, | 174 | | △14 | , 4 | 4 5 | | 13. | O | | 200 |
| 1 | 9 | | 96, | 5 2 9 | | △11 | , 6 | 4 5 | | 11. | 6 | | 199 |
| 2 | 0 | | 96, | 0 5 5 | | | $\triangle 4$ | 7 4 | | 11. | 5 | | 1 9 7 |
| 2 | 1 | 1 | 18, | 3 2 9 | | 2 2 | , 2 | 7 4 | | 14. | 3 | 1 | 98程度 |
| | | | | | | | | | | | | | 見込み) |
| 2 | 2 | 1 | 34, | 939 | | 1 6 | , 6 | 1 0 | | 16. | 4 | 2 | 00程度 |
| | | | | | | | | | | | | (5 | 見込み) |
| | | | | | | | | | | | | | |

公債費負担対策について

財政健全化計画又は公営企業経営健全化計画を策定し、徹底した行政改革・経 営改革を行う地方公共団体を対象に、<u>平成22年度から3年間で1.1兆円規模の</u> 公的資金(旧資金運用部資金、旧簡易生命保険資金、旧公営企業金融公庫資金) の補償金免除繰上償還を行い、高金利の地方債の公債費負担を2,400億円程 度軽減(推計値)。

1. 旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金の繰上償還 (H22~H24)

対象地方債:普通会計債及び公営企業債(上水道、簡易水道、工業用水道、

下水道、地下鉄、病院)の年利5%以上の地方債

対 象 団 体:年利段階に応じ、市町村合併、財政力指数、実質公債費比率、

将来負担比率や公営企業資本費等に基づいて段階的に設定 ※財政力指数 1.0以上の団体は対象外(ただし、臨時財政対策債

振替前の基準財政需要額を用いて算出した場合の数値が 1.0 未

満の団体は対象)

〇 旧資金運用部資金対象地方債残高 6.200億円以内

〇 旧簡易生命保険資金対象地方債残高 2,000億円以内

2. 旧公営企業金融公庫資金の繰上償還 (H22~H24)

对象地方债:普通会計债(公営住宅、旧臨時地方道、旧臨時河川等、旧臨時

高校)及び公営企業債(上水道、簡易水道、工業用水道、下水

道、地下鉄)の年利5%以上の地方債

対 象 団 体:年利段階に応じ、市町村合併、財政力指数、実質公債費比率、

将来負担比率や公営企業資本費等に基づいて段階的に設定

〇 旧公営企業金融公庫資金対象地方債残高 3.200億円以内

3. その他

1及び2の繰上償還については、その財源として、必要に応じ借換債を発行できる。

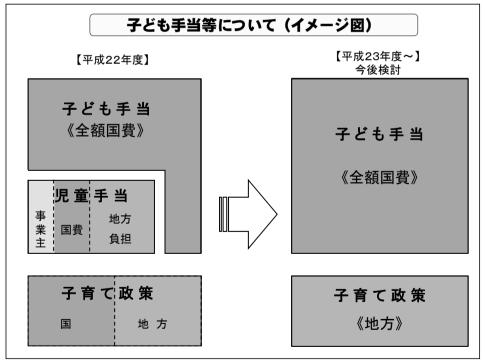
子ども手当の創設等

費用負担のあり方等の検討

○ 子ども手当の費用負担のあり方については、平成 22 年度において、地域主権を 進める観点等から、地方が主体的に実施するサービス給付等に係る国と地方の役 割分担、経費負担のあり方と合わせて「地域主権戦略会議」等で議論。

平成 22 年度分の子ども手当に関する暫定措置

- 子ども手当と児童手当を併給し、合わせて1人につき月額 13,000 円を支給
- 子ども手当は全額国庫負担、児童手当については国、地方、事業主が負担
- 〇 併給に伴う市町村の事務負担が生じないよう制度設計

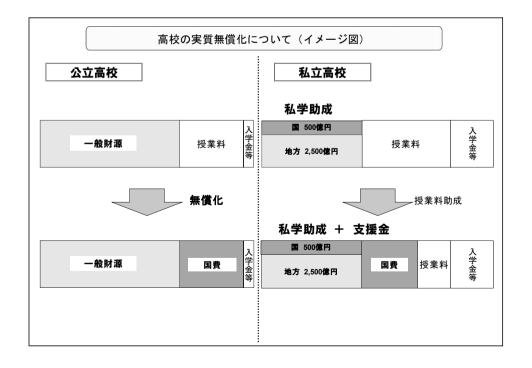


※ 所得税・住民税の扶養控除の廃止等国民の負担増に伴う地方財政の増収分等については、平成 22 年度の検討を通じて、サービス給付等に係る国と地方の役割分担、経費負担のあり方の見直しにより 国と地方の負担調整等を行い、最終的には子ども手当の財源に活用されるよう制度設計。

高校の実質無償化について

制度概要

- 公立の高等学校については授業料を不徴収とし、設置者である地方公共団体が 徴収していた授業料を国が肩代わりすることとし、地方公共団体に対して、授業料 相当額を国費により負担。
- 私立学校の生徒については、高等学校等就学支援金(年 118,800 円を基本)として授業料について一定額を国費により都道府県が助成(学校設置者が代理受領)することにより、教育費負担を軽減。
- 私立学校に通う低所得世帯の生徒については、所得に応じて、助成金額を1.5 倍~2倍した額を上限として助成。
 - ·年収250万円未満程度 237,600 円(2倍)
 - ·年収250万円~350万円未満程度 178.200 円(1, 5倍)



<資料3>

平成22年度地方税及び地方譲与税収入見込額(未定稿)

1 地 方 税 (1) 総 括 表

(単位:億円)

| | | | | | | | | | | | | | (単位: | 1/C/1 J/ |
|----|---|---|---|---|----------|----------------|------------|-------|---------|-----------|------------|------------|-------|------------|
| | | | | | | | | 平 | 成 22 | 年 度 | | | | |
| | | | | | 平成21年度 | 平成21年度 | 現行法によ | 税制改正に | こよる増減(△ |)収見込額 | 改正法によ | 平成21年度 | | (n) n |
| | | | | | 当初見込額 | 当初見込額 に対する現 | る収入見込 額 | 地方税制の | 国税の改正 | 計 | る収入見込 額 | 当初見込額に対する増 | × 100 | (G)の 構成 |
| | 区 | | 分 | | | 行法による | | 改正による | | | | 減(△)収額 | | 割合 |
| | | | | | | 増減(△)収 見込額 | (A) + (B) | もの | | (D) + (E) | (C) + (F) | (G) - (A) | (%) | (%) |
| | | | | | (1) | | (0) | (5) | (5) | (F) | (0) | | (%) | (%) |
| | | | | | (A) | (B) | (C) | (D) | (E) | (F) | (G) | | | |
| 1. | 道 | 府 | 県 | 税 | 154, 218 | △ 25, 057 | 129, 161 | 82 | Δ 17 | 65 | 129, 226 | △ 24, 992 | 83. 8 | 39. 8 |
| 2. | 市 | 町 | 村 | 税 | 207, 642 | Δ 12, 006 | 195, 636 | 235 | Δ 1 | 234 | 195, 870 | Δ 11, 772 | 94. 3 | 60. 2 |
| 3. | | Ē | † | | 361, 860 | △ 37, 063 | 324, 797 | 317 | Δ 18 | 299 | 325, 096 | △ 36, 764 | 89.8 | 100.0 |

| 地方法人特別讓与税 | 8, 096 | 4, 853 | 12, 949 | | Δ 13 | Δ 13 | 12, 936 | 4, 840 | 159.8 | 3.8 |
|-----------|----------|-----------|----------|-----|------|------|----------|----------|-------|-------|
| 再 計 | 369, 956 | △ 32, 210 | 337, 746 | 317 | Δ 31 | 286 | 338, 032 | △ 31,924 | 91.4 | 100.0 |

(参考) 利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金 及び軽油引取税交付金に相当する金額を道府県税から控除し、市町村税に加算した場合の金額は、次のとおりである。

(単位:億円)

| | | | | | | | | | | | | | (十四. | PC-1 37 |
|----|---|---|---|---|----------|----------------|-----------------------|-------|---------|-----------|------------|------------|--------------------|------------|
| | | | | | | | | 平 | 成 22 | 年 度 | | | | |
| | | | | | 平成21年度 | 平成21年度 | 現行法によ | 税制改正に | -よる増減(Δ |)収見込額 | 改正法によ | 平成21年度 | (0) ((1) | (n) = |
| | | | | | 当初見込額 | 当初見込額 に対する現 | る収入見込 ^頞 | 地方税制の | 国税の改正 | 計 | る収入見込 額 | 当初見込額に対する増 | (G) / (A) × 100 | (G)の 構成 |
| | 区 | | 分 | | | 行法による | тэн | 改正による | | п | тые | 減(△)収額 | × 100 | 割合 |
| | | | | | | 増減(△)収 | (A) + (B) | もの | | (D) + (E) | (C) + (F) | (G) - (A) | , , | |
| | | | | | | 見込額 | | | | | | | (%) | (%) |
| | | | | | (A) | (B) | (C) | (D) | (E) | (F) | (G) | | | |
| 1. | 道 | 府 | 県 | 税 | 135, 100 | △ 22, 374 | 112, 726 | 82 | Δ 18 | 64 | 112, 790 | Δ 22, 310 | 83. 5 | 34. 7 |
| 2. | 市 | 町 | 村 | 税 | 226, 760 | △ 14, 689 | 212, 071 | 235 | | 235 | 212, 306 | △ 14, 454 | 93. 6 | 65. 3 |
| 3. | | Ī | + | | 361, 860 | Δ 37, 063 | 324, 797 | 317 | Δ 18 | 299 | 325, 096 | △ 36, 764 | 89.8 | 100.0 |

| 地方法人特別譲与税 | 8, 096 | 4, 853 | 12, 949 | | Δ 13 | Δ 13 | 12, 936 | 4, 840 | 159.8 | 3.8 |
|-----------|----------|-----------|----------|-----|------|------|----------|----------|-------|-------|
| 再 計 | 369, 956 | △ 32, 210 | 337, 746 | 317 | Δ 31 | 286 | 338, 032 | △ 31,924 | 91.4 | 100.0 |

[※] 数値については、今後、精査の結果変わることがある。

(2) 税目別内訳

| | | | | | | | | (単位 | : 億円) |
|------------------|-----------------|-----------------|------------|-------------|---------------|-------------|----------------|-------------------|-----------|
| | | | | 平 | 成 22 | 年 度 | | | |
| | 平成21年度 当初見込額 | 平成21年度 当初見込額 | 現行法による収入見込 | 税制改正に。 | よる増減(Δ)↓ - | 以見込額 | 改正法によ る収入見込 | 平成21年度 当初見込額 | (G) / (A) |
| | 当初无处银 | に対する現 | 額 | 地方税制の | 国税の改正 | 計 | 額 | に対する増 | × 100 |
| 区分 | | 行法による 増減(△)収 | (A) + (B) | 改正による もの | に伴うもの | (D) + (E) | (C) + (F) | 減(△)収額 (G)-(A) | |
| | | 見込額 | (1) (0) | 00) | | (D) 1 (L) | (0) 1 (1) | (u) (ii) | (%) |
| | (A) | (B) | (C) | (D) | (E) | (F) | (G) | | |
| A 道府県税 | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| (I)普通税 | | | | | | | | | |
| 1. 道府県民税 | 59, 830 | △ 7, 924 | 51, 906 | | | | 51, 906 | △ 7, 924 | 86. 8 |
| 個 人 均 等 割 | 606 | Δ 1 | 605 | | | | 605 | Δ 1 | 99.8 |
| 所 得 割 | 47, 906 | △ 4, 601 | 43, 305 | | | | 43, 305 | Δ 4, 601 | 90. 4 |
| 法 人 均 等 割 | 1, 419 | Δ 19 | 1, 400 | | | | 1, 400 | △ 19 | 98. 7 |
| 法人税割 | 5, 801 | Δ 1, 720 | 4, 081 | | | | 4, 081 | △ 1, 720 | 70. 3 |
| 利 子 割 | 2, 767 | △ 784 | 1, 983 | | | | 1, 983 | △ 784 | 71. 7 |
| 配当割 | 1, 117 | △ 739 | 378 | | | | 378 | | 33. 8 |
| | | | | | | | | | |
| 株式等譲渡所得割 | 214 | | 154 | | | | 154 | | 72. 0 |
| 2. 事業税 | 32, 839 | △ 14, 016 | 18, 823 | | Δ 20 | Δ 20 | 18, 803 | △ 14, 036 | 57. 3 |
| 個 人 | 2, 143 | △ 133 | 2, 010 | | | | 2, 010 | Δ 133 | 93. 8 |
| 法人 | 30, 696 | △ 13, 883 | 16, 813 | | Δ 20 | Δ 20 | 16, 793 | △ 13, 903 | 54. 7 |
| 3. 地方消費税 | 25, 464 | △ 580 | 24, 884 | | 3 | 3 | 24, 887 | △ 577 | 97. 7 |
| 譲渡渡割 | 18, 493 | 236 | 18, 729 | | 3 | 3 | 18, 732 | 239 | 101.3 |
| | 6, 971 | Δ 816 | 6, 155 | | | | 6, 155 | △ 816 | 88. 3 |
| 4.不動産取得税 | 4, 507 | | 3, 565 | 10 | | 10 | 3, 575 | | 79. 3 |
| | | | | 77 | | 77 | | | |
| 5. 道 府 県 た ぱ こ 税 | 2, 559 | | 2, 351 | - 11 | | - 11 | 2, 428 | | 94. 9 |
| 6.ゴルフ場利用税 | 565 | 1 | 566 | | | | 566 | 1 | 100. 2 |
| 7.自 動 車 取 得 税 | 2, 533 | △ 242 | 2, 291 | Δ 5 | | Δ 5 | 2, 286 | △ 247 | 90. 2 |
| 8.軽 油 引 取 税 | 8, 364 | 68 | 8, 432 | | | | 8, 432 | 68 | 100.8 |
| 9.自 動 車 税 | 16, 470 | △ 198 | 16, 272 | | | | 16, 272 | △ 198 | 98. 8 |
| 10. 鉱 区 税 | 4 | 0 | 4 | | | | 4 | 0 | 100. 0 |
| 11. 固定資産税(特例分等) | 150 | Δ 102 | 48 | | | | 48 | Δ 102 | 32. 0 |
| 普通税計 | 153, 285 | | 129, 142 | ΩΩ | Δ 17 | 65 | 129, 207 | | 84. 3 |
| | 100, 200 | ۷4, 143 | 129, 142 | 02 | 1/ | 00 | 123, 207 | <u> </u> | 04. 3 |
| (Ⅱ)目 的 税 | | | | | | | | | |
| 1.軽 油 引 取 税 | 913 | △ 913 | _ | | | | 0 | △ 913 | 皆減 |
| 2.狩 猟 税 | 20 | Δ 1 | 19 | | | | 19 | Δ 1 | 95. 0 |
| 目 的 税 計 | 933 | △ 914 | 19 | | | | 19 | △ 914 | 2. 0 |
| (皿)道 府 県 税 計 | 154, 218 | △ 25, 057 | 129, 161 | 82 | Δ 17 | 65 | 129, 226 | △ 24, 992 | 83. 8 |

[※] 数値については、今後、精査の結果変わることがある。

| 地方法人特別讓与税 | 8, 096 | 4, 853 | 12, 949 | | Δ 13 | Δ 13 | 12, 936 | 4, 840 | 159. 8 |
|-----------|----------|-----------|----------|----|------|------|----------|-----------|--------|
| 再 計 | 162, 314 | Δ 20, 204 | 142, 110 | 82 | Δ 30 | 52 | 142, 162 | Δ 20, 152 | 87. 6 |

(単位:億円)

| | | | | | | | | | (4/4) | : 億円) |
|-------------|---------------|----------|----------------|-----------|----------------|-------------|-------------|-----------|-----------------|-----------|
| | | | | | 平 | 成 22 | 年 度 | | | |
| | | 平成21年度 | 平成21年度 | | 税制改正に。 | にる増減(△)」 | 仅見込額 | 改正法によ | 平成21年度 | |
| | | 当初見込額 | 当初見込額 | る収入見込 | サー芸生の | 日形のまて | ÷1 | る収入見込 | 当初見込額 | (G) / (A) |
| 区 | 分 | | に対する現 行法による | 額 | 地方税制の 改正による | 国税の改正に伴うもの | 計 | 額 | に対する増 減(Δ)収額 | × 100 |
| | ,, | | 増減(△)収 | (A) + (B) | もの | 1011 7 0 07 | (D) + (E) | (C) + (F) | (G) - (A) | |
| | | | 見込額 | | | | | | | (%) |
| | | (A) | (B) | (C) | (D) | (E) | (F) | (G) | | |
| | | | | | | | | | | |
| B市町村税 | | | | | | | | | | |
| (I)普通税 | | | | | | | | | | |
| (1)百进机 | • | | | | | | | | | |
| 1. 市町村 | 民税 | 93, 211 | △ 11,497 | 81, 714 | | Δ 1 | Δ 1 | 81, 713 | △ 11, 498 | 87. 7 |
| 個 | 人均等割 | 1, 816 | Δ 1 | 1, 815 | | | | 1, 815 | Δ 1 | 99. 9 |
| <u>IE</u> | 八岁节司 | 1,010 | Δ Ι | 1,013 | | | | 1,010 | | 33. 3 |
| <u>P</u> fi | 有 割 | 71, 976 | △ 6, 928 | 65, 048 | | | | 65, 048 | △ 6, 928 | 90. 4 |
| 法 | 大均等割 | 4, 079 | 21 | 4, 100 | | | | 4, 100 | 21 | 100. 5 |
| 725 | 人 为 寺 司 | 4, 073 | 21 | 4, 100 | | | | 4, 100 | | 100.0 |
| <u>法</u> | 人 税 割 | 15, 340 | △ 4, 589 | 10, 751 | | Δ 1 | Δ 1 | 10, 750 | △ 4, 590 | 70. 1 |
| 2.固 5 | 定 資 産 税 | 89, 099 | △ 67 | 89, 032 | 1 | | 1 | 89, 033 | Δ 66 | 99. 9 |
| | | | | | | | | | | |
| <u>±</u> | : 地 | 34, 548 | △ 48 | 34, 500 | 2 | | 2 | 34, 502 | △ 46 | 99. 9 |
| 家 | 秦 | 36, 555 | 942 | 37, 497 | | | | 37, 497 | 942 | 102. 6 |
| | | | | | | | | | | |
| 價 | 却資産 | 17, 045 | △ 965 | 16, 080 | Δ 1 | | Δ 1 | 16, 079 | △ 966 | 94. 3 |
| 純固 | 定資産税小計 | 88, 148 | Δ 71 | 88, 077 | 1 | | 1 | 88. 078 | Δ 70 | 99. 9 |
| | | | | | | | | , | | |
| 交 | 付 金 | 951 | 4 | 955 | | | | 955 | 4 | 100. 4 |
| 3.軽 的 | 自動車税 | 1, 743 | 49 | 1, 792 | | | | 1, 792 | 49 | 102. 8 |
| . + | ++ + + + = ~~ | 7.6 | | | | | | | | 0.4. |
| 4.市町 | 村たばこ税 | 7, 859 | △ 639 | 7, 220 | 234 | | 234 | 7, 454 | △ 405 | 94. 8 |
| 5. 鉱 | 産 税 | 18 | 7 | 25 | | | | 25 | 7 | 138. 9 |
| c #± === | 十 地 亿 专 兴 | 10 | | 00 | | | | 00 | | 101 1 |
| 6. 特別 | 土地保有税 | 19 | 4 | 23 | | | | 23 | 4 | 121. 1 |
| 普 | 通 税 計 | 191, 949 | △ 12, 143 | 179, 806 | 235 | Δ 1 | 234 | 180, 040 | △ 11,909 | 93. 8 |
| (II) 目 | 的 税 | | | | | | | | | |
| (II) H | 的 稅 | | | | | | | | | |
| 1. 入 | 湯税 | 239 | Δ 14 | 225 | | | | 225 | Δ 14 | 94. 1 |
| 2. 事 | 業 所 税 | 3, 252 | 9 | 3, 261 | | | | 3, 261 | 9 | 100. 3 |
| 2. 尹 | 木 川 柷 | ა, 252 | 9 | ა, ՀԵԼ | | | | ა, 201 | 9 | 100. 3 |
| 3.都 7 | 节 計 画 税 | 12, 202 | 142 | 12, 344 | | | | 12, 344 | 142 | 101. 2 |
| 4.水 利 | 地 益 税 等 | 0 | 0 | 0 | | | | 0 | 0 | 0.0 |
| 4. 小 利 | 地位抗劳 | U | U | U | | | | U | 0 | 0.0 |
| 目 | 的 税 計 | 15, 693 | 137 | 15, 830 | | | | 15, 830 | 137 | 100. 9 |
| (皿)市 田 | 计 村 税 計 | 207, 642 | ۸ 12 006 | 195, 636 | 235 | ۸ 1 | 234 | 105 970 | △ 11, 772 | 94. 3 |
| (田) 田 | 计 村 税 計 | 207, 042 | △ 12,006 | 195, 636 | Z35 | | 234 | 195, 870 | 다 II, //2 | 94. 3 |

[※] 数値については、今後、精査の結果変わることがある。

2 地方譲与税

(単位:億円)

| | | | | | | | (4 | 型位:限円) |
|-------|---------|-----------------|-----------------------------------|---------------------|--------------------------|-----------------|------------------------------------|-----------------|
| | | | | | 平 成 | 22 年 度 | | |
| 区 | 分 | 平成21年度 当初見込額 | 平成21年度 当初見込額 に対する現 行法による | 現行法によ る収入見込 額 | 制度改正によ る増減(△)収 見込額 | 改正法による 収入見込額 | 平成21年度 当初見込額 に対する増 減(Δ)収額 | (E)/(A) ×100 |
| | | | 増減(△)収 見込額 | (A) + (B) | | (C) + (D) | (E) — (A) | (%) |
| | | (A) | (B) | (C) | (D) | (E) | | |
| 1.地方: | 揮発油讓与税 | 1, 764 | 1, 013 | 2, 777 | | 2, 777 | 1, 013 | 157. 4 |
| 2.地 方 | 道路讓与稅 | 1, 048 | △ 1,048 | _ | | 0 | Δ 1, 048 | 皆減 |
| 3.石油 | ガス譲与税 | 133 | Δ 10 | 123 | | 123 | Δ 10 | 92. 5 |
| 4.自動 | 車重量譲与税 | 3, 300 | Δ 210 | 3, 090 | | 3, 090 | △ 210 | 93. 6 |
| 5.航空 | 機燃料讓与稅 | 152 | Δ 9 | 143 | | 143 | Δ 9 | 94. 1 |
| 6.特別 | とん譲与税 | 125 | Δ 23 | 102 | | 102 | Δ 23 | 81. 6 |
| 7.地方法 | 去人特別讓与税 | 8, 096 | 4, 853 | 12, 949 | Δ 13 | 12, 936 | 4, 840 | 159. 8 |
| 合 | 計 | 14, 618 | 4, 566 | 19, 184 | Δ 13 | 19, 171 | 4, 553 | 131. 1 |

[※] 数値については、今後、精査の結果変わることがある。

平成22年度税制改正による事項別増減収見込額

未定稿

(単位:億円)

| | 初 年 度 | | | 平年度 | | | |
|---|----------------------------------|--------------------|----------------------------------|--|--|-----------------------------------|--|
| 改正事項 | 道府県税 | 市町村税 | 計 | 道府県税 | 市町村税 | 計 | |
| 1 個人住民税 (1) 一般扶養控除(年少分)の廃止 (2) 特定扶養控除の見直し (3) 企業型確定拠出年金への個人拠出の導入等 (4) 生命保険料控除の改組 | | | | 1, 652 1, 671 157 △ 57 △ 119 | 2, 476 2, 506 235 \triangle 86 \triangle 179 | | |
| 2 不動産取得税 (1) 分娩施設に係る特例の見直し (2) 非住宅家屋に係る特例の見直し (3) 農地等のあっせん等に係る特例の廃止 (4) 国の補助等を受けて取得する共同利用施設に係る 特例の廃止 (5) (独)都市再生機構に係る特例の廃止 (6) その他 | 10 0 1 1 4 3 1 | | 10 0 1 1 4 3 1 | | | 28 1 16 1 4 3 3 | |
| 3 自動車取得税 環境性能に優れた中量車の特例対象への追加 | Δ 5 Δ 5 | | △ 5 △ 5 | | | △ 27 △ 27 | |
| 4 固定資産税 (1) 外貿埠頭公社から民営化した会社が取得した一定 のコンテナ埠頭に係る特例措置の創設 | | 1 0 | 1 | | 42 △ 1 | 42 △ 1 | |
| (2) 国内路線に就就する航空機に係る特例措置の拡充 (3) 公害防止用施設に係る特例措置の見直し (4) 廃棄物再生処理用設備に係る特例措置の見直し (5) 成田国際空港株式会社がその事業の用に供する 一定の施設に係る特例措置の見直し | | △ 2 0 0 3 | Δ 2 0 0 3 | | △ 9 7 2 3 | △ 9 7 2 3 | |
| (6) PFI法に基づき国又は地方公共団体により選定された選定事業者が整備する一定の公共施設に係る特例措置の見直し (7) 次世代ブロードバンド基盤を構成する電気通信 | | 0 | 0 | | 2 | 2 18 | |
| 設備等に係る特例措置の見直し (8) 家畜排せつ物の処理又は保管の用に供する施設 に係る特例措置の見直し | | 0 | 0 | | 3 | 3 | |
| (9) 外質埠頭公社が取得し又は所有する一定のコンテナ埠頭に係る特例措置の見直し (0) 信頼性向上施設整備事業に新設された電気通信 | | 0 | 0 | | 6 | 6 | |
| (II) 信頼 E 同工 | | 1 | 1 | | 3 | 3 | |
| 5 地方たばこ税 税率の引上げ | 77 77 | 234 234 | 311 311 | 205 205 | 628 628 | 833 833 | |
| 6 都市計画税 (1) 外質埠頭公社が取得し又は所有する一定のコン | ,, | 0 0 | 0 | 200 | 2 | 2 1 | |
| テナ埠頭に係る特例措置の見直し (2) その他 | | 0 | 0 | | 1 | 1 | |
| 合 計 | 82 | 235 | 317 | 1, 858 | 3, 148 | 5, 006 | |
| 国税の税制改正に伴うもの | Δ 17 | Δ 1 | Δ 18 | Δ 122 | Δ 58 | Δ 180 | |
| 個人住民税 法人住民税 法人事業税 地方消費税 | 0 0 △ 20 3 | | 0 △ 1 △ 20 3 | 3 △ 91 | △ 66 8 | △ 110 11 △ 91 10 | |
| 再 計 | 65 | 234 | 299 | 1, 736 | 3, 090 | 4, 826 | |

| 地方譲与税 | | | | | | | |
|---------------------------|------|-----|------|--------|--------|---|--------|
| 地方法人特別譲与税 | Δ 13 | | Δ 13 | Δ 65 | | Δ | 65 |
| 再 々 計 (地方法人特別譲与税を含む合計) | 52 | 234 | 286 | 1, 671 | 3, 090 | | 4, 761 |

⁽注) 表中における計数は、1億円未満を四捨五入している。

<資料4>

平成21年12月25日

平 成 22 年 度

地 方 債 計 画

総 務 省

平成22年度地方債計画

(単位:億円、%)

| 項目 | 平成22年度 | 平成21年度 | 差引 | 増 減 率 |
|---------------------------------------|---------|------------------|----------------------|----------------------|
| | 計画額(A) | 計画額(B) | (A) - (B) (C) | $(C)/(B) \times 100$ |
| 一 一般 会計 債 | | | | |
| 1 一般公共事業 | 14, 985 | 18, 186 | △ 3, 201 | Δ 17.6 |
| 2公営住宅建設事業 | 1, 283 | 1, 532 | △ 249 | Δ 17. 0 Δ 16. 3 |
| 2 | 321 | 372 | △ 51 | Δ 13. 7 |
| ■ 3 次 日 後 日 事 未 4 教育・福祉施設等整備事業 | 5, 062 | 5, 974 | △ 912 | △ 15. 7 |
| (1) 学校教育施設等 | 1, 622 | 1, 923 | △ 301 | △ 15. 7 |
| (2) 社会福祉施設 | 249 | 291 | △ 42 | Δ 13. 7 Δ 14. 4 |
| (3) 一般廃棄物処理 | 1, 054 | 1, 243 | △ 189 | Δ 14. 4 Δ 15. 2 |
| (3) — 般 焼 来 物 処 垤 (4) — 般 補 助 施 設 等 | 1, 034 | 1, 243 1, 817 | △ 280 | △ 15. 2 |
| (5) 施設(一般財源化分) | 600 | 700 | Δ 200 Δ 100 | △ 15. 4 △ 14. 3 |
| 5 搬鼓(一般别源几分) | 23, 251 | 27, 057 | △ 3, 806 | Δ 14. 3 Δ 14. 1 |
| | 4, 791 | 5, 328 | △ 537 | Δ 14. 1 Δ 10. 1 |
| (2) 地 域 活 性 化 | 600 | 3, 328 844 | △ 244 | Δ 28. 9 |
| (3) 防 災 対 策 | 1, 039 | 1, 222 | △ 183 | △ 15. 0 |
| (4) 地 方 道 路 等 | 8, 621 | 10, 163 | △ 1, 542 | Δ 15. 2 |
| (5) 旧 合 併 特 例 | 8, 200 | 9, 500 | △ 1, 342 △ 1, 300 | Δ 13. 7 |
| 6 辺 地 及 び 過 疎 対 策 事 業 | 3, 133 | 3, 116 | 17 | 0.5 |
| (1) 辺 地 対 策 | 433 | 478 | △ 45 | △ 9.4 |
| (2) 過 疎 対 策 | 2, 700 | 2, 638 | 62 | 2. 4 |
| 7 公共用地先行取得等事業 | 516 | 607 | △ 91 | △ 15.0 |
| 8行政改革推進 | 3, 200 | 3, 200 | 0 | 0.0 |
| 9調 整 | 200 | 100 | 100 | 100. 0 |
| 計 | 51, 951 | 60, 144 | △ 8, 193 | Δ 13. 6 |
| | 01,001 | 00, 111 | 2 0, 100 | 10.0 |
| 二公営企業債 | 0 505 | 0 570 | | |
| 1水 道 事 業 | 3, 535 | 3, 570 | △ 35 | Δ 1.0 |
| 2工業用水道事業 | 233 | 289 | △ 56 | △ 19.4 |
| 3 交 通 事 業 | 2, 698 | 2, 564 | 134 | 5. 2 |
| 4 電 気 事 業 ・ ガ ス 事 業 | 61 | 36 | 25 | 69. 4 |
| 5港湾整備事業 | 515 | 550 | △ 35 | △ 6.4 |
| 6 病院事業・介護サービス事業 | 2, 779 | 2, 414 | 365 | 15. 1 |
| 7市場事業・と畜場事業 | 934 | 128 | 806 | 629. 7 |
| 8地域開発事業 | 1, 459 | 1, 339 | 120 | 9.0 |
| 9下水道事業 | 12, 500 | 13, 494 | △ 994 | △ 7.4 |
| 10観光その他事業 | 42 | 130 | Δ 88 | △ 67.7 |
| 計 | 24, 756 | 24, 514 | 242 | 1.0 |
| 슴 計 | 76, 707 | 84, 658 | Δ 7, 951 | Δ 9.4 |

(単位:億円、%)

| | 項 | | 目 | 平成22年度 | 平成21年度 | | 増減率 |
|-----|------|-----------|-------|-----------|----------|-----------------------|-------------------------|
| | -74 | | I | 計画額(A) | 計画額(B) | (A)-(B) (C) | $(C)/(B) \times 100$ |
| 三 公 | 営 企 | 業借 | 換債 | 300 | ı | 300 | 皆 増 |
| 四臨 | 時 財 | 政 対 | 策債 | 77, 069 | 51, 486 | 25, 583 | 49. 7 |
| 五退 | 職 | 手 当 | i 債 | 4, 900 | 5, 700 | Δ 800 | Δ 14.0 |
| 六 国 | の予算 | 等貸付 | 金債 | (1, 185) | (1,819) | (△ 634) | (\(\triangle \) 34.9) |
| 4/1 | | | | (1, 185) | (1,819) | (\(\triangle 634 \) | (\(\Delta \) 34.9) |
| 総 | | | 計 | 158, 976 | 141, 844 | 17, 132 | 12. 1 |
| 内 | 普通 | 鱼 会 | 計 分 | 134, 939 | 118, 329 | 16, 610 | 14. 0 |
| 訳 | 公営 | 企業会 | 計 等 分 | 24, 037 | 23, 515 | 522 | 2. 2 |
| 資 金 | 区分 | | | | | | |
| 公 | 的 | 資 | 金 | 64, 980 | 57, 670 | 7, 310 | 12. 7 |
| 財 | 政 | 融 資 | 資 金 | 43, 390 | 39, 340 | 4, 050 | 10. 3 |
| 地 | 方公共団 |] 体 金 融 棑 | 機構資金 | 21, 590 | 18, 330 | 3, 260 | 17. 8 |
| (| 国の予 | ・算 等 🤅 | 貸付金) | (1, 185) | (1,819) | (△ 634) | (🛆 34.9) |
| 民 | 間 | 等 資 | 金 | 93, 996 | 84, 174 | 9, 822 | 11.7 |
| 市 | 場 | 公 | 募 | 43, 000 | 36, 700 | 6, 300 | 17. 2 |
| 銀 | 行 | 等 | 引 受 | 50, 996 | 47, 474 | 3, 522 | 7. 4 |

その他同意(許可)の見込まれる項目

- 1 旧資金運用部資金、旧簡易生命保険資金及び旧公営企業金融公庫資金の補償金免除繰上償還の財源 として発行する借換債
- 2 資金区分の変更等を行う場合において発行する借換債
- 3 地方税等の減収が生じることとなる場合において発行する減収補てん債
- 4 財政再生団体が発行する再生振替特例債

(備 考)

- 1 旧合併特例の平成21年度計画額は、合併特例に係る額である。
- 2 国の予算等貸付金債の()書は、地方道路整備臨時貸付金、災害援護資金などの国の予算等に基づく 貸付金を財源とするものであって外書である。

(参 考)

平成22年度地方債計画について

1 策定方針

平成22年度地方債計画は、極めて厳しい地方財政の状況の下で、地域主権の確立に向け、地域に必要なサービスを確実に提供できるよう地方財源の不足に対処するための措置を講じるとともに、地方公共団体が、必要性の高い分野への重点的な投資を行えるよう、所要の地方債資金の確保を図ることとして策定している。

なお、平成22年度から3年間で、財政健全化計画又は公営企業経営健全化計画を策定し、徹底 した行政改革・経営改革を行う地方公共団体を対象に、1.1兆円規模の公的資金(旧資金運用部 資金、旧簡易生命保険資金、旧公営企業金融公庫資金)の補償金免除繰上償還を行うこととし、そ の財源として必要に応じ借換債を発行できることとしている。

2 概 況

上記の方針に基づいて策定した結果、平成22年度の地方債の総額は下表のとおり15兆 8,976億円となり、前年度に比べて1兆7,132億円、12.1%の増となっている。

このうち、普通会計分は13兆4,939億円で、前年度に比べて1兆6,610億円、 14.0%の増となっている。

また、公営企業会計等分は2兆4,037億円で、前年度に比べて522億円、2.2%の増となっている。

(単位:億円、%)

| 区分 | 平成22年度 | 平成 2 1 年度 | 増 減 額 | 増 減 率 |
|---|---|---|--|--|
| | (A) | (B) | (A)-(B) (C) | (C)/(B)×100 |
| 普通会計分 通常分 特別分 時別分 臨時財政対策債 財源対策債 退職手当 整 | 134, 939 42, 070 92, 869 77, 069 10, 700 4, 900 200 | 1 1 8, 3 2 9 4 8, 1 4 3 6 7 0, 4 8 6 6 5 1 2, 9 0 0 0 5 7 0 0 0 | 16, 610 Δ 20, 6583 225, 5000 Δ 20, 6583 Δ 20, 6583 | 14.0 △12.6 32.3 49.7 △17.1 △14.0 100.0 |
| 公営企業会計等分 | 24, 037 | 23, 515 | 5 2 2 | 2. 2 |
| 総 計 | 158, 976 | 141, 844 | $\begin{array}{c} 17, \ 132 \\ \Delta \ 5, \ 551 \\ 22, \ 683 \end{array}$ | 12.1 |
| 通常分 | 66, 107 | 71, 658 | | Δ 7.7 |
| 特別分 | 92, 869 | 70, 186 | | 32.3 |

(注) 公営企業会計等分はすべて通常分である。

3 地方債計画の特色

(1) 公債費負担対策

高金利の地方債の公債費負担を軽減するため、平成22年度から3年間で、1.1兆円程度の年利5%以上の公的資金(旧資金運用部資金、旧簡易生命保険資金及び旧公営企業金融公庫資金)の補償金免除繰上償還を行うこととし、その財源として必要に応じ借換債を発行できることとしている。

(2) 臨時財政対策債の発行

地方財源の不足に対処するため、地方財政法第5条の特例として臨時財政対策債7兆7、069億円を計上している。

(3) 地域活性化事業の推進

自然環境、エネルギー、食料、歴史文化資産等の地域資源を最大限活用する仕組みを創り上げていくことにより、「地域の自給力と創富力を高める地域主権型社会」への転換を図る「緑の分権改革」の考え方の下、地方公共団体が行う地域の活性化を図るための所要額を計上している。

(4) 地方公営企業による生活関連社会資本の整備の推進

上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備を着実に推進することと し、事業の実施状況等を踏まえ、所要額を計上している。

(5) 行政改革に寄与する地方債の発行

① 退職手当債

団塊の世代の大量定年退職等に伴う退職手当の大幅な増加に対処するため、将来の人件費の 削減に取り組む地方公共団体を対象に、退職手当債4,900億円を計上している。

② 行政改革推進債

自主的に行政改革を推進し財政の健全化に取り組む団体が、通常の地方債に加え、行政改革 推進債を充当することができることとし、3,200億円を計上している。

(6) 旧合併特例事業の措置

「市町村の合併の特例に関する法律(旧合併特例法)」及び「市町村の合併の特例等に関する 法律(現行合併特例法)」に基づき平成22年3月末までに合併した市町村に対する合併特例事業債及び合併推進事業債について、旧合併特例事業債として所要額を計上している。

(7) 公営企業借換債の確保

旧公営企業金融公庫資金に係る公営企業借換債については、300億円を計上している。

4 地方債資金の確保

(1) 公的資金

公的資金については、臨時財政対策債の急増に対処するため、地方公共団体金融機構資金を 3,260億円増額するとともに、財政融資資金を4,050億円増額することにより、6兆 4,980億円を確保している。なお、臨時財政対策債については、前年度と同割合の公的資金 を確保している。

(2) 民間等資金

民間等資金については、その円滑な調達を図るため、市場公募団体の拡大や共同発行市場公募地方債及び住民参加型市場公募地方債の発行を引き続き推進することとし、市場公募地方債4兆3,000億円(対前年度6,300億円、17.2%増)を計上している。

(単位:億円、%)

| 区 分 | | 平成22年度計画額 | | 平成21年度計画額 | | 差 引 | 増 減 率 |
|-----------|------|-----------|-------|-----------|-------|------------------|-------------------|
| | | (A) | 構成比 | (B) | 構成比 | (A) – (B) (C) | (C) / (B) ×100 |
| 公 的 資 | 金 | 64, 980 | 40. 9 | 57, 670 | 40. 7 | 7, 310 | 12. 7 |
| 財政融資 | 資 金 | 43, 390 | 27. 3 | 39, 340 | 27. 7 | 4, 050 | 10.3 |
| 地方公共団体金融機 | 機構資金 | 21, 590 | 13. 6 | 18, 330 | 12. 9 | 3, 260 | 17. 8 |
| (国の予算等貸 | 付金) | (1, 185) | _ | (1,819) | _ | (△ 634) | (Δ 34.9) |
| 民 間 等 資 | 金 | 93, 996 | 59. 1 | 84, 174 | 59. 3 | 9, 822 | 11.7 |
| 市場公 | 募 | 43, 000 | 27. 0 | 36, 700 | 25. 9 | 6, 300 | 17. 2 |
| 銀行等 | 引 受 | 50, 996 | 32. 1 | 47, 474 | 33. 5 | 3, 522 | 7. 4 |
| 合 計 | | 158, 976 | 100.0 | 141, 844 | 100.0 | 17, 132 | 12. 1 |

- (注) 1 市場公募地方債については、借換債を含め7兆4,500億円(前年度比6,700 億円、9.9%増)を予定している。
 - 2 国の予算等貸付金の()書は、地方道路整備臨時貸付金、災害援護資金など国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって合計には含めていない。

(連絡先)

自治財政局地方債課

担当:澤田管理官、小鍋係長

電話:(代表)03-5253-5111 (内線)23392、23396

(直通)03-5253-5628

(F A X) 03-5253-5631

公債費負担対策について

財政健全化計画又は公営企業経営健全化計画を策定し、徹底した行政改革・経営改革を行う地方公共団体を対象に、<u>平成22年度から3年間で1.1兆円規模の公的資金(旧資金運用部資金、旧簡易生命保険資金、旧公営企業金融公庫資金)の補償金免除繰上償還</u>を行い、高金利の地方債の公債費負担を2,400億円程度軽減(推計値)。

1. 旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金の繰上償還 (H22~H24)

対象地方債:普通会計債及び公営企業債(上水道、簡易水道、工業用水道、

下水道、地下鉄、病院)の年利5%以上の地方債

対 象 団 体:年利段階に応じ、市町村合併、財政力指数、実質公債費比率、

将来負担比率や公営企業資本費等に基づいて段階的に設定 ※財政力指数 1.0以上の団体は対象外(ただし、臨時財政対策債 振替前の基準財政需要額を用いて算出した場合の数値が 1.0未

満の団体は対象)

〇 旧資金運用部資金対象地方債残高 6.200億円以内

〇 旧簡易生命保険資金対象地方債残高 2,000億円以内

2. 旧公営企業金融公庫資金の繰上償還 (H22~H24)

対象地方債:普通会計債(公営住宅、旧臨時地方道、旧臨時河川等、旧臨時

高校)及び公営企業債(上水道、簡易水道、工業用水道、下水

道、地下鉄)の年利5%以上の地方債

対 象 団 体:年利段階に応じ、市町村合併、財政力指数、実質公債費比率、

将来負担比率や公営企業資本費等に基づいて段階的に設定

〇 旧公営企業金融公庫資金対象地方債残高 3.200億円以内

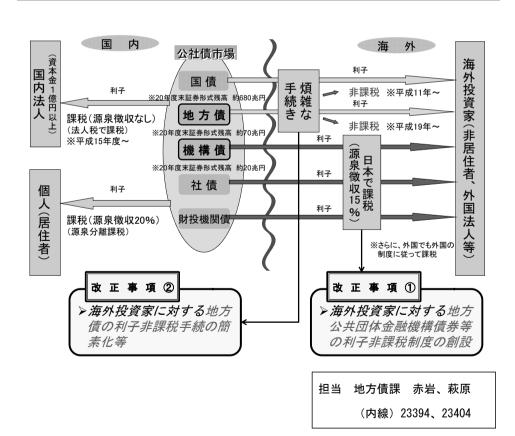
<u>3. その他</u>

1及び2の繰上償還については、その財源として、必要に応じ借換債を発行できる。

担当 地方債課 赤岩、伊良部、幸野 (内線) 23394、23403、23402 非居住者等の受け取る振替地方公共団体金融機構債券等の利子非課税制度の創設 非居住者等の受け取る振替地方債の利子非課税手続の簡素化等

平成22年度税制改正大綱(平成21年12月22日閣議決定)において、以下の①から③が決定された。

- ① 海外投資家(非居住者、外国法人等)が受け取る地方公共団体金融機構債券等(注1)の利子等のうち、振替債に係るものについて、非課税制度を創設すること
- ② 海外投資家(非居住者、外国法人等)が受け取る地方債の利子のうち、振替債に係る ものについて、非課税手続を簡素化するとともに非課税対象者等を拡充すること(注2)
- ③ ①及び②の改正は、原則として、平成22年6月1日以後にその計算期間が開始する 振替地方債等の利子等について適用すること
- (注1) 地方公営企業等金融機構債及び公営企業金融公庫債を含む
- (注2) 海外投資家(非居住者、外国法人等)が受け取る振替地方債の利子に係る非課税制度は平成20年1月より導入されている



平成 22 年度市場公募地方債について

地方分権の進展に伴い、地方公共団体の自己責任による行財政運営が一層求められる中、 市場における地方債資金の調達をより一層充実する。

また、地方債の個人消化及び公募化を通じて資金調達手法の多様化を図るとともに、住民の行政への参加意識の高揚を図るため、住民参加型市場公募地方債の発行を推進する。

1. 地方債計画計上額

市場公募地方債 4兆 3,000 億円 (前年度 3兆 6,700 億円、17.2 %増)

(1) 全国型市場公募地方債 4 兆 500 億円

(前年度 3 兆 4,200 億円)

(2) 住民参加型市場公募地方債 2,500 億円

(前年度 2,500 億円)

2. 全国型市場公募地方債発行団体の拡大

新たに三重県が発行の予定 (全体で 48 団体) (200 億円の発行を予定)

〈参考〉

平成 22 年度市場公募地方債発行予定額 (借換分を含む)

合計 7.5 兆円程度 (21 6.8 兆円程度)

- 全国型市場公募地方債 7.2 兆円程度 (21 6.5 兆円程度)
- 10 年債 4.9 兆円程度 (21 4.3 兆円程度) 共同発行分 1.6 兆円程度 (21 1.4 兆円程度) 個別発行分 3.3 兆円程度 (21 2.9 兆円程度)
- 3 年債、5年債及び7年債 1.4 兆円程度 (21 1.3 兆円程度)
- 超長期債 (20年債及び30年債)等 0.9 兆円程度 (21 0.9 兆円程度)
- 住民参加型市場公募地方債 0.3 兆円程度 (21 0.3 兆円程度)

- (注1) 上記数値は、表示数値未満を四捨五入したものであるので、合計と一致しない場合がある。
- (注2) 上記の発行予定額は変更される可能性がある。
- (注3) 平成21年度の数値は21年度計画ベースの数値。

担当 地方債課 赤岩、萩原 (内線) 23394、23404